

第412回南国市議会定例会会議録

第3日 令和2年3月4日 水曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二
都市整備課長 若枝 実	上下水道局長 橋詰 徳幸
会計管理者兼会計課長 秋田 節夫	福祉事務所長 池本 滋郎

教 育 長	竹 内 信 人	教 育 次 長 兼 伊 藤 和 幸 学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長	中 村 俊 一	選 挙 管 理 委 員 会 長
監 査 委 員 長	天 羽 庸 泰	農 業 委 員 会 長
農 業 委 員 長	弘 田 明 平	消 防 長
農 事 務 局 長		小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

令和2年3月4日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

一般質問2日目の1番目の登壇となります社民党の今西忠良でございます。

通告に従い順次質問を行っていきます。答弁方よろしくお願いをいたします。

まず、1項目は防災行政で、1点目は新型コロナウイルス感染症に関する対策と危機管理体制についてであります。

水際作戦が失敗をしたのか、あるいは功を奏さなかったのか、新型肺炎ウイルスの感染拡大

が日本中に広がりを見せています。政府はスポーツ、文化イベント等について中止や延期を要請、また2月27日には、全国全ての小中、高校と、さらには特別支援学校について臨時休校するよう要請をしました。大多数の国民の日常生活にかかわる前代未聞の要請であり、社会や経済に与える影響は甚大と言わざるを得ません。なぜ一律なのか、政府はその根拠と説明責任を必ず果たす必要もあろうかと思えます。3月に入り、国会でもこの件については集中審議が行われているところであります。学校の休校については特に共働き家庭、ひとり親家庭など、また病院やいろんな高齢者福祉施設への勤務者など、親が仕事で家庭を離れざるを得ない世帯への支援、また臨時休業により仕事を休まざるを得ないことによって収入減となる世帯等への休業補償等も十分に対応を図っていただきたいと、このようにも考えます。

さて、南国市におきましても、新型インフルエンザ等感染対策本部を立ち上げ、行動計画も立案されているとのことであります。昨日もさまざまな角度から質問がされました。日々刻々と状況が変化をしていますけれども、今の現状と今後の対策等についてまずお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 昨日、西川議員さんにもお答えをいたしましたけれども、本年1月30日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部、2月13日には高知県新型コロナウイルス感染症対策本部が立ち上げられております。これを受けまして本市におきましても南国市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、2月21日に南国市新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げております。また、イベント等の開催に関する国の考え方が示されたことや、県内感染者が確認されたことにより、本市でのイベント、会議等について延期、中止等の検討、判断をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 対策本部の流れ等についてお答えをいただきました。昨日も出てたわけですが、市民の皆さんの不安も大変大きくなっていると思えますし、相談も寄せられているとのことであります。窓口は主体的には県ということもあろうかと思えますけれども、南国市におきましては危機管理課が窓口のようであります。ワンストップでの対応がとても大事ではないでしょうか。

ホームページのほうに情報発信はしているとのことでありますけれども、市は対策本部も立ち上げています。市の対応と受け皿について、費用はかかるかと思えますけれども、昨日もありましたけれども、やはりペーパーで各世帯へ送付すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。これこそが南国市の思いやりと優しい市政ではないでしょうか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 市の役割といたしましては、感染拡大予防といったものが大きな市の第一の業務となりますので、先ほどおっしゃられたような対策につきまして、本日の議会終了後、第3回の対策本部を開催するというふうになっておりますので、その会議において早急に検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ぜひともそのことについては、きょうの会議等でしっかり対策をお願いをしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症が大きな今社会問題になっているわけですが、感染症や伝染病に対する意識や防疫の体制自体が以前から既に私は壊されてきているのではないのでしょうか、このようにも思います。ちなみに、地域の公衆衛生の拠点であります保健所が平成3年には852の地域にありましたけれども、令和元年2019年には472と、55%になり、ほぼ半減をされている実態があります。それから、減圧室対応の感染症病床も平成8年1996年には9,716床あったものが、2018年では1,882床となって、19%までに削減をされています。また、結核病床については、平成8年には3万1,179床あったものが、平成30年では4,762床となり、15%までに削減をされている実態にあります。この現状は、この数字にあらわれていますし、ちょっと驚く数字であろうと思います。クルーズ船から移送される新型コロナウイルス感染患者を対応できる公立病院を中心にした第1種や第2種の感染症指定医療機関も受け入れが厳しい状態にもなってきていると思います。これからも予知できないウイルス感染症が発生することも予想されます。

このような状況の中で、厚生労働省、昨日もお話があったわけですが、昨年の9月26日に全国の公立・公的病院のうち424の病院を一方的かつ名指しで再編や統合が必要な医療機関として発表しました。このような乱暴な統廃合や民営化、あるいは売却などは地域の国民の命と医療を切り捨てるものにつながりかねません。決して許されるものではありません。

さて、伝染病や感染症の患者を移送する場合、通常の救急車では感染を広げるため、患者と移送スタッフを車内で隔離をして対応する車両があったと思います。現在そうした車両は県内に何台か配置をされているのでしょうか。今回の救急搬送でも感染が確認をされています。今、消防署に配備をされている通常の救急車でも対応は可能なのでしょうか。昨日も取り上げられましたけれども、改めて消防長にお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 今西議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず最初に、保健所等が保有している患者移送車ですけれども、県内で3台というふう聞いております。

救急の搬送時に新型コロナウイルス感染症の傷病者または感染が疑われる傷病者が判明した場合には、直ちに中央東福祉保健所に連絡し、対応を引き継ぎます。新型コロナウイルスの感染が疑われる傷病者は、医師などの判断に基づき、中央東福祉保健所により感染症指定機関への移送の措置がとられます。中央東福祉保健所において緊急を要すると判断し、かつ保健所の移送車で移送することが困難、先ほど3台と言いましたので困難な場合も多いと思いますが、そういった場合には消防本部の救急隊が救急車を用いて搬送をいたします。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 救急車で搬送の対応、ありがとうございました。

次に、自治体と災害対策について何点か質問をいたします。

自治体の災害対策とは、日々の業務と同様、住民の命や生活を守るためのものです。近年、大規模な自然災害が頻発をしている中で自治体に求められる課題とは何か、現状も踏まえてどのように展望されているのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 大規模災害が発生した際に一番重要なことは、まず直接死を防ぐこと、次に災害関連死を防ぐこととあります。そのためには各地区のさまざまなリスクを住民の方にわかりやすく伝え、事前の備えと避難行動を起こしていただくということを徹底していくことが重要な課題と捉えています。

次に重要な課題としましては、大規模災害時にいかに迅速に応援を受け入れる態勢を整えるかということとあります。これまで被災した自治体は大規模災害の経験がない状態で突然災害に見舞われております。本市におきましても'98豪雨以来、大規模な災害が発生していないため、職員にも実働の経験がありません。訓練等を通じて発災に備えることはもちろんであります。他県からの応援職員、応援部隊やボランティアを迅速、円滑に受け入れることが広域大規模災害への備えとして重要になってくると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、自治体職員の災害対応能力は、近年の地震や台風、水害などで経験を通じて大きく向上していると思います。防災専従職員は、この10年で7,132人と7割近くふえております。

災害対応で自治体におけるウェートも大きくなっていると言っても過言ではありません。この現状をどう捉えているのか、そしてこれをさらに発展をさしていくべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 23年前の兵庫県南部地震以来、日本は地震の活動期に入ったと言われております。実際にその後、震度7を観測する地震が頻発しているところでありまして、規模で見ましても東日本太平洋沖地震はマグニチュード9.0を観測するなど、その後も熊本地震、大阪府北部地震や北海道胆振東部地震など、そういった地震が発生しており、地震活動は非常に活発な状態であります。あわせて地球温暖化の影響と言われておりますが、ここ数年は豪雨による洪水、土砂災害も頻発している状況があります。このように毎年日本各地で大きな災害が発生する状況の中で、各自治体が防災専従職員の必要性を感じてそのような体制づくりを進めてきた結果であると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、災害対策に力を注いでいる自治体がふえている反面、他方では1,741の自治体のうち、実に500の自治体では防災専従職員を置いておりません。財政規模の格差もあるのかとは思いますが、また小規模の自治体では技術職員が少数かあるいは不在のところもあるかと思われまます。450の自治体では技術職員が存在をしていないという実態もあります。今日、行政改革や財政再建などを名目に自治体の正規職員は1994年をピークに54万人も減少している実態にあります。2018年の時点で自治体職員は全国で274万人となっています。南国市もこういう状態にあるとも思われます。

この現状打開策について市長にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、非正規から正規職員へ、それから職員定数の増加とともに今日の状況等を踏まえれば、やはり危機管理の分野は行政の中核のセクションと言えるのではないのでしょうか。特化をした部署の位置づけ等もあわせてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 正職員をふやすということは、今西議員のおっしゃったとおり財政的な負担という意味では、経常的な財政負担が大きくなるということで慎重に考えていかねばならないことでございます。

また、先ほど答弁いたしましたように、現在の日本は地震、津波のような突発災害への対策、

対応とあわせて毎年のように風水害によります災害にも対応していく必要があるため、職員としましては、どの部署であろうが、防災意識を持ち、各課の業務に当たることがこの現状の打開策として重要であると考えております。

毎年、防災職員研修や水防訓練、震災訓練を実施しておるところでございますが、防災専従職員ではなくとも自治体職員として一定のレベルで防災対応ができるよう一層の防災教育を行ってまいりたいと思います。また、最近では退職自衛官を防災専従職員として活用する自治体も出てきております。退職の時期や職務内容など、本市と相手方とのマッチングを図る必要がありますが、この活用も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。市長答弁は消極的とも受けとめられるわけですが、市民の暮らしや命、財産を守るためにもさらに熟慮を重ねながら、やはり課題解決に向けて今後とも全力で取り組んでいただきたいことを切望いたします。

特化をしていく技術職員も含めて防災対策の専門員をとということで、答弁にもありましたように退職自衛官の防災専従職員の活用という話もありましたし、香南市は地元基地があるという関係で、日常的にも接触も多いんかもしれませんけれども、やはりそういう専門のノウハウを持った人を導入するというのも一方法かと考えられますので、ぜひ進めていける方向も考えていただきたいと思います。

次に、災害に強い自治体をつくるためには、まず被災地の記憶や記録を広く共有することが重要だと思います。さまざまな知識を得ても退職している人もいますし、また職場も変わります。貴重な経験を伝える努力、学ぶ努力も大変重要だと思います。蓄積をしていながら、次につなげていく、そうした被災地支援職員の体制づくりについてはどうお考えですか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 副市長。

○副市長（村田 功） 被災地支援の体制づくりという御質問でございますが、大規模災害の経験のない中で、少しでも迅速かつ円滑に災害対応を実施するためには、災害を経験した被災地の状況や災害対応の中でどのような困難があったのかなどを広く学ぶことが必要です。熊本地震の際には、主に被害認定調査を目的として応援職員を派遣いたしました。派遣された職員のみでの経験で終わらせることのないよう、派遣終了後に報告会、勉強会なども実施し、広く職員への情報共有も行ったところでございます。今後も本市の災害対応に生かすべきところを取り入れていきたいと考えております。

また、被災地応援職員につきましては、最近では大規模災害時には全国的な職員派遣の仕組みも整ってきております。その枠組みの中で適切な職員派遣を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、被災地支援職員の全国的な登録制度や優先的な派遣制度の構築が急務と言えます。今後の取り組みやその方向性についてお尋ねをいたします。

2018年からスタートをしました被災地の市町村への応援職員確保システムに沿った災害マネジメント総括支援チームという制度があるわけですが、この活用やチームづくりの道筋についてもお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 副市長。

○副市長（村田 功） 先ほどやはり今西議員からございましたが、災害マネジメント総括支援チーム制度、先ほども少し触れましたが、総務省による被災市区町村応援職員確保システムの中で制度化されたものでございます。このシステムは、被災都道府県内の自治体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村では完結して災害対応事務を実施できない規模の災害が発生した場合、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する仕組みでございます。昨年、関東・東北豪雨の際に、本市から福島県本宮市へ職員を派遣したのもこのシステムによるものでございます。

御質問の災害マネジメント総括支援チームは、発災後の避難所運営や被害認定調査、罹災証明発行業務のような従来からの対口支援だけでなく、発災直後の各自治体の災害対応を円滑に実施できるよう、災害マネジメント支援を行います。この支援チームには、過去に大規模災害を経験し、災害対応の指揮を行った経験のある自治体職員や都道府県で防災総括官などをされている方々が登録されており、要請に応じて派遣されるものでございます。

1月28日には、被災市区町村応援職員確保システムの国、高知県、県内市町村合同の訓練が行われました。この訓練の中でも総務省から大規模災害発生時にはちゅうちょなく応援職員の派遣要請を、と言われております。大規模災害の経験の少ない本市ですが、いざというときにはこの制度を十分に活用し、円滑、迅速な災害対応を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。この制度等は、交付税措置などの財源的な裏づけもありますし、さまざまな角度で研究しながら取り組むことができると思いますので、

職員派遣に行かすことが十分考えられると思いますので、今後よろしくお願いをしたいと思いをします。

次に、国の一般会計の総額は102兆6,580億円ということで、過去最大の予算が衆議院を通過をしてきたところでございます。歳出総額が100兆円を超えるというわけですが、3割が借金や国債で賄われるものとなっております。災害関連のほうも2019年に発生をした大水害の対応を初め、防災・減災、国土強靱化を名目として公共事業費関係も6兆9,000億円余りが予算づけをされております。特に自治体の関連では9億円だと思っておりますけれども、緊急浚渫推進事業費が創設をされ、今後5年間、河川等のしゅんせつ費用等に措置をされると思います。これは昨年の水害への対応が中心になるかと思うわけですが、一級河川であります物部川へも多く充当されると思います。これらの予算の活用と取り組み、さらには国分川や領石川のしゅんせつの進捗状況と今後の事業展開についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 二級河川でございます国分川等の管理につきましては、高知県の河川課が担当しておりますけれども、そちらのほうにお聞きをいたしますと、平成30年7月豪雨以来、国分川、領石川におきましては、県の単独事業と3カ年緊急対策事業費を用いて掘削、樹木伐採などが実施されております。

具体的には、平成30年度から令和元年度に国分川比江地区、領石川領石地区で河床の掘削が実施をされております。また、令和2年度におきましては、国分川岡豊地区、領石川領石地区で河床掘削が予定されているとのことでございます。また、地区は検討中とのことでございますが、国分川にて緊急浚渫推進事業費、仮称になりますが、これを活用した掘削が予定をされております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、国土強靱化地域計画の策定にこれから着手をするわけですが、その内容と展望等についてお示しください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 国土強靱化とは、大規模災害時に人の命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築することとされております。その国土強靱化を目指した国土強靱化地域計画は、地域で想定される自然災害全般を対象といたしまして、発災前を対象フェーズとし、地域の脆

弱性評価とその評価に合わせて施策を実施するための計画でございます。

具体的には、地域の脆弱性を評価した上で、国土強靱化に向けた基本目標、事前に備える目標、起きてはならない最悪の事態を設定し、それに基づき国土強靱化に向けた対応方策を整理し実施して、進捗管理を行うものです。

本市の南海トラフ地震対策は、東日本大震災の発生以後、命山計画を中心に一定進んでまいりました。しかしながら、近年の豪雨災害や土砂災害など、新たな取り組みが必要な災害が全国で頻発する中、本市も国土強靱化地域計画を策定し、それに基づいた防災対策を実施することが求められております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、物部川永瀬ダムの治水と水害対策でありますけれども、永瀬ダムにおける異常洪水時防災操作の可能性をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 昨年の12月議会でも御答弁させていただきましたけれども、昨年の8月の大雨の際に永瀬ダム管理事務所より、異常洪水時防災操作、緊急放流のことですが、を実施する可能性がある旨の事前連絡がございました。結果的には降雨が少なくなったため、この操作は行われませんでしたけれども、もし実施されておりましたら、永瀬ダムでは初めての操作となったところです。昨今の気象状況を見ますと、今後、実際にこの操作が行われる事態になる可能性はあると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。これに関連をして、一昨年の7月の西日本豪雨の愛媛県大洲市や西予市の水害によって犠牲者は9人でした。このうち8人がダムの急激な放流による犠牲者であります。この豪雨による堤防の決壊の死者はいなかったわけですが、まさに住民の皆さんにとったら人災としか言いようのない状況だったと思います。

調査がありまして、約6割以上の世帯の人がダムは住民を水害から守ってくれると思ってきた人が圧倒的だったようであります。野村ダムでは緊急放流が実施をされた後の避難者が6割にも上ったと、こういうような調査結果も出てます。ダムだけでは水害を完全に防げないことも理解をしつつ、災害状況に応じて避難ができる日ごろからの啓発や情報の伝達がとても重要だと言えます。ハザードマップの活用や啓発、避難体制のあり方については、日常的に大変重要ですので、その点について少しお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 永瀬ダムにつきましては、大きく治水と利水を目的として整備をされております。江戸時代からたびたび発生をしてきました洪水災害を防ぐ目的で、河川改修とあわせて昭和32年に整備をされました。整備以降、堤防の決壊や越水などによる洪水被害は発生をしておりません。また、利水につきましては、かんがい用水としての利用と水力発電としての利用でございます。構造といたしましては、大雨時に2万3,000トンの水をためることができる構造となっております、この貯水機能とダム操作により、大雨時の洪水被害を防ぐというような仕組みとなっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 永瀬ダムの構造は、治水や多目的な両方を兼ねているということであり、永瀬ダムも事前放流というのは無理だと伺っているわけですが、異常洪水時の防災操作、いわゆる緊急時でダムの流入量とほぼ同量の水を放出をするわけでございます、大変な水量になるわけです。緊急にならない放流をすれば、放水量も調節をできるはずであります。しかし、永瀬ダムの場合、構造上、放流ゲートを下部には設けてないし、設けることは困難性もあるというふうに伺っています。これからバイパスといいますか、放流を別に構えたりして放流操作をする、あるいは下部に放流ゲートを改修をしていくなど、こうした方向は国も今非常に積極的に取り組みも進めていますし、支援の方向も打ち出していますが、永瀬ダムの構造上の問題、課題があれば少しお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほど少し答弁もさせていただきましたけれども、永瀬ダムにつきましては2万3,000トンの猶予といいますか、余裕がございまして、その水を調整して洪水を防ぐということになっております。ただし、その2万3,000トンを上回る降雨があった場合は、ダムに入ってくる水と同量の水をもう流さざるを得ないというようなことでございます。昨年の中には、この2万3,000トンを超す可能性があったということで、緊急放流をするかもしれないという連絡があったというところでございます。

議員さんのおっしゃられるとおり、構造には少し下部の放流口がないというようなこともお聞きしてございまして、事前放流がやりにくいといったようなこともお聞きしてございまして、今後、放流能力の増強等の施設改良も含めた要望なども行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。非常にお金もかかるし、大変な事業になる

わけですけれども、市長会やあるいはいろんな角度で国交のほうにもこのことをしっかりと訴えたり、改善の方向を模索をしながらよろしくお願いをしたいと思います。

次に、防災行政最後になるわけですけれども、引き堤工事やしゅんせつ、あるいは漏水対策など、やはり住民が安心と安全に資する堤防等の強化策というのは非常にこれから問われてきますし大事なことでございます。この点について、その方向をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 物部川におきます引き堤工事につきましては、流下能力を向上させる目的で香美市の下ノ村地区で実施をされております。国土交通省高知河川国道事務所によりますと、この対策によりまして平成30年7月豪雨時には約20センチの水位低減効果があったとされております。

本年度は流下能力向上対策といたしまして、久枝箇所河道掘削、樹木伐採や蔵福寺島箇所の堤防強化や7月豪雨で被害を受けた堤防漏水対策、護岸復旧等が既に実施されております。ハード対策は国が行っておりますけれども、そういった情報を伝えるソフト対策は市が行っていくということになりますので、引き続きそういった情報共有を地元の皆様にお伝えするようしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれ御丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。

続きまして、2項目めの教職員の働き方改革に移りたいと思います。

高知県教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画に基本理念として掲げられているのは、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子供たちや、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材を育成することこそ重要であると考えます。そして、こうした人材育成の中核を担うのは、何といたしましても学校教育であります。その学校教育を充実させるためには、教育は人なりと言われるように、教育をつかさどる教員に待たれるということは誰しも認めるところであります。

しかし近年、小中学校におきまして、その教員不足が全国的に発生している状況にあると言えます。県や南国市においても病気やあるいは産前産後の休暇といった先生の補充が十分にできず、授業にも影響が出ているという話も漏れ聞こえることで、非常に深刻に受けとめているところでもあります。

今の時代は、かつて私たちの子供のころのように、先生という職や地位にあることで人々から尊敬を得られるという時代ではなくなったのではないのでしょうか。マスコミ報道等でも、2

人に1人が過労死ラインとの記事が出ているとおり、教員の仕事内容もブラックと言われるほどに達したようで、莫大な量を持っていることも教員不足の要因ではなからうかと思えます。当然、先生が子供や保護者からの信頼、尊敬を得られるように日々勉強し、鍛錬、努力を惜しまず、みずからを磨いていくことは必須の条件とも言えます。しかし、その仕事内容の整理や勤務条件を整えることは、教育行政が行ってしかるべきと考えます。そうしなければ、教員を志望する人材もますます減ってくるのではないのでしょうか。

現在、教員の働き方改革ということが言われていますが、本市の教員の勤務の実態と働き方改革へ向けての進行度合い等について、まず教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 教員の勤務実態というのはどのような捉え方をしているかということではありますが、教員の勤務実態、一言で言えば、多忙きわまりないと言わざるを得ない状況になっております。文部科学省の2016年に実施された教員勤務実態調査では、厚生労働省が定めております過労死ラインに達する小学校教員は57.8%、約6割です。中学校では74.1%ですので、4人に3人になることが発表されております。また、OECDが世界の教員実態調査も実施しておりますが、これも世界で断トツ1位の長時間勤務の実態が浮き彫りになっております。

文部科学省も危機感を持って受けとめているとのことで、ガイドラインを作成いたしまして業務の適正化に向けた取り組みを行ってきました。本市におきましても、数年前から業務の見直しを行う中で、学校事務改革を推進するために学校事務支援室の設置や、産業医を指定し、教職員衛生委員会を設置したり、また夏季休業中の学校閉庁を行うことや、全市的行事の見直しや市単独の研修会等の削減、それから勤務時間管理のためのタイムカードの導入やICT活用による勤務時間管理など、県内においてもいち早く取り入れ、実施してまいりました。しかしながら、このような取り組みも抜本的な解決には至っていないというのが現状でございます。

今後、こういった取り組みも継続していきながら、大胆な業務の改善も必要と考えてはおります。現在取り組んでいる中では最も効果的と考えております学校現場へのマンパワーの導入、100人プロジェクトも拡大していくことが必要と考えております。いずれにいたしましても、教員の働き方改革は学校だけでやれるものではなく、子供や保護者、市民の皆様の御理解と協力がなければ前に進んではいきません。ぜひとも今後学校が打ち出していく業務の改革に御支援を賜りたいと存じます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。実態を含めて、次への展望も含めてお答え

もいただいたような気もするわけですが、次に学校の働き方改革の着実な進展による長時間労働を是正していくこと、このことが不可欠という観点から、二、三、質問したいと思います。

給特法、いわゆる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年、2019年12月4日に参議院で可決成立をしました。そして、12月11日に公布をされたところであります。各自治体に対しましては、4月1日の施行日より教員の業務の適切な管理を行うとするものであります。給特法の一部改正をどのように評価をし、このことによって働き方改革にどう生かし、実践をさせていくのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 今回の給特法の一部改正の大きな特徴は、1点目が勤務時間の上限を定めたこととあります。2点目は、変形労働時間制が導入できるようになったことと捉えております。

まず、1点目の勤務時間の上限を定めたことについては、これまでは残業がないという前提での法律でありましたので、制限を設けたことにつきましては評価できるものと考えております。また、教職員の業務量を適切に管理するため、これまであったガイドラインを法的根拠のある指針に格上げしたことも一定評価できるものと思います。

しかし、業務削減について具体的な手だては何ら示されず、私たちが最も望んでいる教職員の増員については何ら触れられていないことは本質的な改善にはなっていないというふうに言わざるを得ません。言いかえしましたら、仕事量は全く減らさず、労働時間のみを短縮すれば、ますます教職員を追い詰めることになりまして、それこそ隠れ残業や早く帰ることのみを強要する時短ハラスメントにもつながりかねません。

また、2点目の変形労働時間制の導入については、この制度自体は都道府県の判断にかかっておりますので、市町村教育委員会は導入を判断する立場にはございませんが、この制度は簡単に言いましたら、教職員の勤務状況には繁忙期と閑散期があり、繁忙期は少し長い時間働いて、閑散期にその分を消化するというところで、一年を通してみれば働き過ぎを生じさせないということです。

しかし、そもそも繁忙期と閑散期が存在するかという問題があります。私にはその経験がないということもあるんですが、繁忙期に勤務時間を延ばすことができることが、今以上に勤務時間を長くすることにならないかが心配されます。また、閑散期とされる時期が確保できなけ

れば、一年を通じて今以上に勤務時間が延びることになり、この法律の改正の趣旨に反するものになるのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この法律には業務量を減少させる内容、手だてが存在しておりませんので、今後は業務量と勤務時間を短縮させる適正化は別途推進していく必要があるというふうに考えております。私たちが市町村教育委員会でやれることは限られたものになるかもしれませんが、働き方改革の趣旨に沿った取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育長からお答えをいただきました。変形労働時間制等についてもお答えがあったようにも思いますけれども、次にこれが改善をされていく一つの方向になるわけですけれども、通知をされた改正給特法第7条の関連の告示に基づいて指針や条例、関係規則等の整備はどのように進められていますか、お尋ねします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） この給特法の改正を受けまして、去る2月の教育委員会定例会で学校管理運営規則の改正が承認されましたので、勤務時間の上限を定めた管理運営規則が4月1日から施行ということになっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

給特法の課題と問題点はどのようにお考えですかという部分で、先ほどもそのことにも触れられような気もするわけですけれども、何といたしましても一部改正後も継続的にこれを議論もして進めていくことが非常に大事だろうと思います。給与その他の勤務条件での教職員ゆえの特殊性として位置づけられてきたのが特例4%であり、4項目だろうと思います。私から見たら、もう時代もすごくたちましたし、時代錯誤ではないかというふうに思うわけですけれども、限定4項目との整合性等についてどのようにお考えか、少しお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 教職員調整額4%を一律支給するという事は、時間外手当を支給しない代替措置であり、労基法の適用部分を部分的に除外することにあります。これによりまして、無定量の勤務が強制されることを防ぐため、臨時または緊急やむを得ない必要があるときに、超勤4項目に限り時間外勤務を命ずる仕組みが整えられたものであります。

しかし、現状はいかがでしょうか。時間外勤務が既に常態化し、ますます長時間勤務が延び

ている状況の中で、本来の趣旨が生かされていない現状があります。今回の法律の改正で、この空洞化している法律の一部是正は図られましたが、今西議員さん言われますように、今後も継続的な議論は必要というふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育長から御答弁をいただきまして、ありがとうございました。私の思いと言いたいことを今の答弁の中に集約をされたと思うんですけども、これができたもととは、教職員を当時の長時間労働から守る趣旨の特例法であったと思います。しかし、法成立からもう半世紀以上たって、教育の情勢や児童生徒の状況の多様化、保護者や地域の役割変化等によって、所定の勤務時間を超えての業務がいっぱい膨れ上がってきた現状が今日の現状だと思えますし、そのことが教職員にとったら、自発的な勤務の内容として頑張ってもこられたろうし、学校現場から来た子供たちの教育のためという、その気風というか、そうしたもんが無定量的な長時間を今日常態化をさせたというのが現状だと思えますので、これらの是正が今度の法改正に一部盛り込まれているということでございますので、ぜひしっかりそのあたりを受けとめて、教育現場と実践を進めていただきたいと、このように思います。

次に、これに関連して、全ての公立学校におけるICTやタイムカード等による客観的な勤務時間の管理システムの整備はどのようになっていますか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本市では、平成30年度から教職員の出退勤及び時間外勤務時間を把握するシステムを導入いたしました。令和元年9月から県下統一で導入をされました校務支援システムの出退勤管理システムというのを活用いたしまして、勤務時間の把握を行っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、在校等時間についてですけども、在校等時間は通常出勤から退勤までの時間を言うと思います。しかし、教職員は授業はもちろんのことなんですけれども、先ほど来申しますようにさまざまな業務に携わっています。在校等時間の位置づけとルールについてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 文部科学省では、この在校等時間につきまして、超勤4項目に該当するものとして超過勤務を命じられた業務を含めまして、教師が校内に在らし

ている時間及び校外での勤務時間を外形的に把握した上で合算をいたしまして、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものとされております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 在校等時間についての位置づけとルールについてお答えをいただきました。非常にこれは管理上大事なことでありますし、特に学校現場においては、校長先生は管理職でありますし、また学校の経営の長でもあります。校長先生等が在校等時間の明確な運用や管理をしていくことは必須条件であろうかと思えます。法令や条例規則等にのっとり業務を行うことは当然のことです。そうした中から法令遵守の原則を逸脱をしないことはしっかりと現場の長として大事なことだと思いますので、ぜひともそのことも含め合わせて委員会と学校現場との調整なり進め方をお願いをしたいと思います。

それから次に、教育委員会規則において、時間外勤務時間の上限時間について、1カ月45時間、1年360時間をきっちり明記をされていますか、その点についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど教育長答弁にもございましたように、2月の定例教育委員会におきまして、学校管理運営規則の改正を行いまして、第27条の2にきちんと明記をいたしました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、1年単位の変形労働時間制で、夏休みなど休業期間中のまとめどりのことなんですけれども、あくまで限定的な対応とすべきではないかと考えます。先ほど教育長のお話の中にもあったかとも思いますが、現状やその取り組み等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど少し教育長のほうからも申し上げましたが、この変形労働時間につきまして、県教育委員会に確認をいたしましたところ、現時点では令和3年4月1日の施行の1年単位の変形労働時間制の適用につきまして、今後の国の省令改正や通知等を鑑みながら検討して、条例改正等を行うかどうか判断していくということをお伺いしております。

したがいまして、夏休みなど休業期間中のまとめどりはあくまでも限定的に対応すべきではないかというような今西議員の御指摘につきましても、今後国、県の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、長時間勤務の是正を進めていく上では、メンタルヘルスあるいはストレスチェックなど、労働安全衛生法の趣旨をやっぱり徹底することが非常に大事かと思えます。同時に、申告制度があつて、その申告活用を生かした取り組み等についてはいかがなものでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 校務支援システムの出退勤管理システムを活用して把握した在校等時間をもとに長時間勤務を把握しているところでございますが、勤務時間削減を求めるのみの取り組みでは、かえって本人への精神的負担を増すことにもつながる場合があるのではないかとこのように考えております。学校長と本人、場合によっては周囲の教職員とともに業務内容や業務の進め方について話し合い、改善策を実行していくとともに、学校全体でも業務内容や業務分担の見直しを行うことで長時間勤務の是正を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

また、長時間勤務者やストレスチェックのセルフチェックで高ストレスに該当すると判定をされた教職員につきましては、産業医との面接を行い、メンタルヘルスについてのアドバイスを受けるように勧めたり、必要があれば受診を勧めたりというふうな取り組みも行っているところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、学校現場における事務職員等の時間外の関係の三六協定の締結の現状と、できてなければその促進等についてをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 労働基準法第36条に基づきます労使協定は通称三六協定と申しておりますが、学校事務職員及び学校栄養職員との間で既に協定は結んでおりました。次年度も引き続き協定締結を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、管理職としての校長、そして市教育委員会の働き方改革推進に向けて果たす役割はどんなもののでしょうか。

例えば体制もつくっていかなくてはならないし、啓発もあろうかと思えますし、その指導、さらにはPTA、校区民への周知などもその一つではないかと思えますけれども、そのお考えと方向をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教師みずからの授業力を磨くとともに、その人間性や創造力を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことを目的といたします学校の働き方改革を推進するためには、議員が御指摘のとおり、保護者や地域の皆様の御理解と御協力なくしては推進はないものというふうに考えております。

しかしながら、こういった考えのもとに学校行事の見直しを進めているところですが、これまでやってきたことを変えるということはなかなかすんなり賛成をいただけないことも多くございまして、学校だよりやホームページを通じた広報活動を初め、PTAの会や開かれた学校づくり推進委員会など、さまざまな機会を通して周知に努めているところでございます。南国市教育委員会としましては、各学校の効果的な取り組みを推奨しながら、教育委員会としてのリーダーシップによる対策も進めながら情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 働き方改革の最後の質問になるわけですがけれども、2019年7月、昨年ですけれども、文科省と県教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査が行われてきたと思えます。内容は、主に働き方改革の推進の体制、あるいは勤務時間や休日の確保はどうであるか、あるいは教職員が担っていた業務等の効率化や削減、あるいは精選等についてでもあろうかと思えます。こうした5つの分野で50の設問だったと思うんですけれども、幅広い問いかけになっていました。私のきょうの質問もこの状況調査の中にも含まれてもきたわけですがけれども、この状況調査を通して総括的に市教委としてどういうふうに生かされるものであったのか、これからそれをどうつなげていくかということを感じも含めて、その方向性をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問をいただきましたこの本調査の少し趣旨を申し上げますと、中央教育審議会答申を踏まえ、平成28年度から実施をしております教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査を抜本的に見直し、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や優良事例の展開を通じて働き

方改革の取り組みを促すことを目的とするという趣旨で本調査報告が公表されました。

御質問にありましたように、本報告書は50の取り組みとして大きく5項目についての調査項目に分類をされておりました。

1つは、推進するための枠組みや体制がどれだけ整備できているか。2つ目は、勤務時間や休日の確保を意識した取り組みがどれだけ進んでいるか。3項目めは、教師等が担っていた業務に外部人材を活用できているか。4項目めは、業務の効率化や負担の平準化に向けた取り組みが進んでいるか。最後に5項目めが、学校業務の削減や精選を進めているかという、合計50問、分類された中の50問というふうになっております。この本報告書を参考にしながら全国規模でさらに働き方改革の取り組みが進んでいくものというふうを考えております。南国市教育委員会としましても、本調査にあります優良事例等を参考にしながら、本市の実態に応じた取り組みを進めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれ御丁寧に答弁をいただきありがとうございました。今回は、この一部法改正をされた労働条件にかかわり、教職員の働き方改革について質問をさせていただきました。学校における働き方改革の目的は、教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、教職員のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合ってみずから授業を磨いていくとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることです。そして、みずからの人間性や創造性を高め、教職員としての自信と誇りを持って子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることです。児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に実施をしていく、教職員が心身ともに健康を維持しながら教育に携わる、そうしたことが重要だと思います。この一部法改正が教職員の職場環境や労働条件の改善につながっていくことを期待をして、私の一問一答による質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 2番丁野美香議員。

〔2番 丁野美香議員発言席〕

○2番（丁野美香） 議席2番の丁野美香です。今回初めての一般質問をさせていただきます。市長を初め、執行部の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず、保育行政についてです。

昨年の10月より、幼児教育・保育の無償化も行われて、南国市においては表面的な待機児童というのは余りいないように聞いていますが、実際は兄弟で別々の保育施設へ行くことになり、

転園を希望してもなかなか受け入れてもらえず、隠れ待機児童のような形である御家庭があると思われま。現在、南国市における年間の転園希望者は何人で、そのうち希望者の思いどおり転園できている確率はどれくらいでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 南国市での年度途中の転園希望者についての御質問ですが、令和元年度中の転園希望者は94人、そのうち転園が決定した方は63人となっております。令和元年度の状況といたしましては約67%の方の転園の希望がかなっております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 現在、兄弟が別々の保育施設へ通われている方の中では、2年連続で転園希望がかなわなかったという方がおられますが、約67%の転園の希望がかなっているというのは満足できている数字なのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和元年度中に転園がかなわなかった方のうち、14人の方は令和2年4月から転園を希望されていた保育施設を利用できるようになっていますが、施設希望の偏りなどによりまして、全ての方の希望がかなうというのは厳しい状態となっております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） それでは、満足のいく数字にはまだまだ達していないということなのでしょうね。厚生労働省が子育て安心プランに基づく自治体の取り組み状況をまとめたものを公表していますが、2018年から2020年度までの3年間計画で待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、2020年度末までに全国で32万人分の保育の受け皿を確保することとしています。2018年度の保育の受け皿拡大量は、市区町村分で約8万6,000人分、企業主導型保育事業で2万7,000人分、合計11万3,000人分となっております。2019年度の保育の受け皿は約305万6,000人分、また子育て安心プランの実施方針に基づく市区町村の計画の集計では、企業主導型保育事業の事業主拠出金による整備予定量とあわせて2020年度末までに約29万7,000人分の保育の受け皿を拡大する見込みです。

子育て安心プラン実施計画の財政支援を希望する採択市区町村として高知県からは高知市、南国市、香南市が取り上げられています。こういったことに基づいて、実際のところどういった取り組み状況なのか、現状を教えてくださいませんか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 丁野議員の御質問にありましたように、南国市は昨年度、子

育て安心プランの実施方針に基づく子育て安心プラン実施計画の採択を受けております。この子育て安心プラン実施計画は、南国市においてゼロ歳児保育の需要が増加していることに対応するもので、具体的には学校法人平成学園が行う認定こども園の保育部分の建設補助に対して財政支援となります。この採択により、保育所等整備交付金の補助率が従来ですと、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1だったものが、国3分の2、市12分の1となり、手厚い財政支援となっております。この認定こども園が完成いたしますと、ゼロ歳児の定員が3名から15名となり、12名分のゼロ歳児の定員がふえる見込みとなっております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。

それでは、それに伴って兄弟が同じ保育施設に通うという希望はふえているのでしょうか。今のところ一番人数がふえて転園希望している保育施設に通えないのは、1歳児から2歳児が多いと聞いていますが、ゼロ歳児の定員がふえるということは、1年早くゼロ歳児から預けなくてはならないということなのではないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） ゼロ歳児の定員が拡充された保育施設では、下のお子さんが上のお子さんと同じ保育施設に通いやすくなると思います。

1、2歳児の申し込みですが、近年の申し込み状況といたしましては、育児休業からの復帰に伴い保育施設の利用を希望される方も多く、申込者数は多くなっている傾向にございます。ゼロ歳児の定員がふえれば、当然1歳児以降も拡充する必要が出てまいりますので、保育士の確保は必要になってくると考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。やはり1歳児から2歳児の申込者が多いので、その方たちのためにも早急に保育士の確保のことについては、対応していただきたいと思えます。

近年、待機児童が世間ではたくさんいると言われていたときに、どこにでも入れただけでもいいや、兄弟が別々の保育園なんて当たり前というのはどうなのでしょう。保育の無償化よりも、預けたい保育施設をもっとふやせるように保育士さんの確保にももっと力を入れていただきたいと思えます。

保育施設によっては、希望者が多い保育施設と少ない保育施設があるのはわかりますが、兄弟が別々というのはどうにか回避できないのでしょうか。保育施設が別々だと、行事も別の

日になり、仕事を休むのも大変なことです。ある保護者の方は、去年は運動会の予定が雨天のために変更になり、2回分の運動会に合わせて仕事を2日休むようにしていたのに、別の日になり、月に4回も仕事を休むことはできず、結局は両方の運動会に行けなかったという話も聞きました。ほかにも3人子供さんがいて、真ん中のお子さんだけ違う保育施設へ通っていて、いろいろなことが不便で困っていると聞きます。夫婦共働きの世帯が増加している中、子育てしやすい環境づくりとしての対策はされていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 保育施設への入園は、各御家庭の保育の必要性を指数化し、指数の高い方からの入園となっております。このため御希望された保育施設を利用できない方や、上のお子様と同じ保育施設に通えていない状況がございます。特に御兄弟が別々の保育施設となった場合、毎日の送り迎えはもちろんですが、行事に参加するために保護者の方がお休みを複数回取得しなければならないなど、御負担になっておられることと思います。また、行事が重なってしまった場合など、お子様の成長をごらんになれない場合もあろうかと思えます。このため兄弟児の同じ保育施設への入園につきましては配慮すべきだと考えております。現状の利用調整の中でも、上のお子様と同じ保育施設へ入園、転園を希望されている場合は、保護者などの就労状況で決定する基本指数に加点を行っております。保護者などの就労状況が同じであれば、御兄弟が通っている御家庭のほうが入園、転園の希望はかないやすいようになっております。

また近年、低年齢児の保育ニーズは年々増加してきておまして、受け皿の確保の重要性は認識しております。今後も保育施設を運営する学校法人や社会福祉施設と連携をとりながら、子育て世代のニーズに応えていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。南国市としては、いろいろな立場の家庭に合わせて通える保育施設が決まっていると思いますが、結局は指数が決め手となり、自営業だとほかの家庭に比べて不利な上、南国市は農家さんが多い中、親の手伝いのように農業を仕事にしている場合は指数が低くなり、兄弟が一緒の保育施設に通えないという話も聞きます。保育施設の受け入れ人数の偏りもあると思いますが、今後どのような対策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 利用調整の際の指数につきましては、南国市保育施設等の利

用調整に関する要綱で定めております。保育を必要とする要件が同じ就労であっても、就労時間や雇用されているのか自営なのか、自営であっても事業の中心者なのか協力者なのかということで違いはございますので、提出されます就労等の証明書によって確認をして指数化をさせていただきます。

利用調整には、各家庭の施設の希望状況も影響するため、同施設の同年齢でどれだけの申込者がいるのかにもよって、その結果は異なってまいります。保育施設によっては、申込者に偏りが生じている場合もありますが、施設整備による定員の拡充や保育士の確保などによりまして、今後も引き続き検討していく必要があると考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。まだまだこれから改善していただかなければいけない点はかなりあるものと思われまます。兄弟が同じ保育施設へ通いやすい環境は、保護者の方の立場から考えると、全然追いついていない状況だと思っておりますが、私の住んでいる緑ヶ丘・十市地区では、ここ数年住宅がふえ、小さな子供さんがいる御家庭が多くなり、十市小学校には学童の施設が増設されています。小学校の施設もふやすことは大切なことかと思っておりますが、その前に通う保育施設にももっと目を向けて、保育士さんの確保や部屋の増築なども検討していただきたいと思っております。

それから、学童が足りないから増築されているということは、まだまだ未就学児がこれからもふえていると見ているからではありませんでしょうか。これからどれだけの人数がふえることを見越しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 緑ヶ丘・十市地区につきましては、地区内に所在しております認定こども園さんが令和2年度中にゼロ歳児保育の開所を予定しておりまして、その施設整備について支援を行っているところであります。

南国市の平成27年5月の未就学児童数は2,331人、令和元年5月では2,266人となっておりますが、同月の保育施設を利用される子供さんは1,717人から1,793人と増加しております。特にゼロ歳児、1歳児、2歳児の子供さんの保育施設を利用される割合が上がってきておりますので、低年齢児の保育ニーズを賄えるよう対策をとっていく必要があると考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。やはり未就学児童数が減少しているのにもかか

ならず、保育施設を利用する子供さんが増加しているということは、共働き家庭が増加しているためだと思われます。

そんな保護者の方の不安になることの中には、災害が発生したときなど、兄弟が別々の保育施設に通っている場合の避難や送迎時にどのような対策、対応を考えているのか心配という声です。実際のところは、どういった対策を考えられておられますでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 災害発生時の対応につきましては、基本的には保護者への引き渡しという形、保育のほうなり、避難所へ来ていただいて引き渡しという形になろうかと思えます。引き渡しにつきましては、緊急時の連絡先や誰に引き渡すとかいったことにつきましては、各施設ごとに通常時から確認し、備えておく必要があると考えております。

災害の種類や施設の所在地によって対応が異なる部分もありますので、各施設や関係部署と情報を共有しながら、引き続き必要な対策について検討し、適正な対応を心がけていきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。やはり別々の保育施設に通っていると、保護者会なども倍の回数の参加になり、小さい子供さんを連れていくのは大変なことです。ふだんからの保護者と保育施設との連携はきちんととれていると思われませんか。現在、少子化だと言われているのにもかかわらず、若い世代、夫婦共働き世帯の増加に伴って、もっと子育てのしやすい環境づくり、隠れ待機児童を少しでも減らすよう、行政がしていかなければならないのではないのでしょうか。南国市の人口減少を食い止めるためにも、ぜひもっと深刻な問題だと受けとめて、早急に改善策を考えていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、ペットの同行避難所について伺います。

近年各地で自然災害が相次いでいます。2018年7月に、広島、岡山、愛媛県で発生した西日本豪雨はまだ皆さんの記憶にも新しいことと思われませんか。死者263人、行方不明者8人、住宅の全壊6,783棟、床上浸水6,982棟、公共の建物の被害720棟と、大変なものでした。こうした中で最近ではペットも家族の一員として考えられていますが、ペットと一緒に連れて避難できないのであれば自分も避難所へは行かないという声を、ペットを飼われている方からはよく聞きます。動物のアレルギーの人や苦手な人たちと交わりなく避難がスムーズにできるように

ケージや囲いの準備など、いざというときのために確保されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） お答えいたします。

避難所には人の居住するスペースとペットのスペースを分ける同行避難をお願いしております。飼い主の皆様にはケージなどの中でおとなしく落ちついていられるようにふだんからならしておくなど、国や県のパンフレット等により災害時の啓発に努めております。

なお、ケージ等につきましては、御自身でお持ちいただくようお願いをいたしたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。

それでは、具体的にはどういったようにペットと避難者を分けておられるのでしょうか。十市小学校だと、体育館は1つだけです。ほかの学校も体育館は1つがほとんどだと思いますが、ケージや囲いの準備は確保されて、飼い主の皆さんにも避難しやすい環境ができているということなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 具体的には、人の居住スペースとペットのスペースは離れております。ペットのスペースは体育館でなく、グラウンド等になります。先ほど申し上げましたとおり、飼い主の皆様にはケージ等を御自身でお持ちいただくことになると思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） やはりどういう形で避難ができるのか事前にわかっていると、飼い主の皆さんも避難について考えやすく、心構えもできると思われまして、ふだんからのしつけや災害が発生したときに慌てないようにペットの食料の準備なども考えられると思います。こういったことの情報を提供して、飼い主の皆さんに呼びかけはできているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本市では、高知県中央東福祉保健所と連携いたしまして、ペットの災害時についての啓発を行っております。国や県のパンフレットの中に災害への備えの項目などがございます。救援物資が届くまでのフード準備などの呼びかけを行っているところでございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） では、ペットの災害時の啓発だけでなく、避難訓練のときなどにペットも一緒に訓練を行うような取り組みはされているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 毎年、各地域において自主防災組織等が主体となった訓練を行っていただいておりますけれども、ペット同行の訓練には至っておりません。今後はそういった内容の訓練も取り入れていただけるようお願いをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。

やはりふだんからの避難訓練は、人にもペットにとっても大変大切なことだと思いますので、今後ぜひ取り入れていってほしいものです。よろしく願いいたします。

次に、岡山県倉敷市真備町地区では、同行避難のペットを獣医師が巡回してペットの健康状態の相談にも応じたそうですが、南国市ではふだんから獣医師との連携はとれているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本市におきましては、毎年4月から5月にかけて市内各地を巡回いたしまして、犬の登録と狂犬病予防注射を実施しておりますが、年間を通して市内にある4カ所の動物病院で犬の登録及び狂犬病予防注射を行っているところでございます。したがって、ふだんから獣医師との連携はとれているところでございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ふだんから獣医師との連携がとれているようなので安心いたしました。やはり避難訓練のときなども飼い主さんにもペットと一緒に連れてきてもらい、獣医師にも参加していただき、ふだんから飼い主さんと獣医師との関係を深めていくことが大事だと思います。高齢者の方やひとり暮らしの方などは、ペットのことを心配されて避難所へ来ないこともあり、ペットと一緒に車中生活する方も出てきてエコノミークラス症候群になり、亡くなったりする方もいると聞きます。人命優先のはずがペットを連れていたため命を落としてしまうという残念なことが起こらないように、事前に準備できることがであるのではないのでしょうか。

岡山県では行政が動いて獣医師会が倉敷市内でペットを無料で預かってくれる動物病院を12カ所、ペットショップ3カ所などがリストアップされていますが、南国市でのそういった取り組み状況はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 市内には先ほど申し上げましたが、4カ所の動物病院がございます。現在の時点では災害時の対応については取り組んではいないところでございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 岡山県などとは違って、南国市では動物病院も4カ所と少なく、大変だと思いますが、災害時には少しでも協力してもらえるように、今後行政のほうでも動いてもらいたいです。

2018年に人とペットの災害対策ガイドラインが作成されて、このガイドラインでは、ペットは飼い主との同行避難が原則であると示されました。しかし、被災者の人や被災者以外の人からも、きっとペットを連れて逃げられないから諦めているや、救助も避難もほかの人の迷惑になるからペットと一緒に家に残るだろうや、人命優先なのもわかるから避難所には行かないと決めているという声があります。やはり人命があつてのことなのですが、こうやって自宅で待機避難した場合に、人やペットの救援物資などの支給はされないそうですが、そういった方たちへの対策はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 自宅で先ほどおっしゃられました待機避難された飼い主の皆様には、さきに申し上げました国や県のパンフレット等により、フード準備など、5日間を基本にさらに7日以上というような記載もございますが、呼びかけております。災害時につきましては、今後、高知県中央東福祉保健所あるいは高知県獣医師会と情報共有いたしまして、災害時の対策について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。

少し質問内容がペットの救援物資のことだけのようになりましたが、人もペットも救援物資の支給は大切なことです。受け取りに来られない方たちもおられると思いますので、呼びかけのほうをもっとしていただきたいと思います。

次に、盲導犬や介助犬とともに避難所に身を寄せた障害者の方が、ほかの避難者とのトラブルに巻き込まれてしまうという事例もあります。実際に大分県日田市で災害が起きたとき、突然の大雨で川が氾濫して避難をしなくてはならなくなった障害者の方が盲導犬を連れて避難所に行くと、とっさのことで盲導犬にハーネスという犬用の胴体に装着する安全ベルトを装着できず、普通のペットと間違えられて、ほかの避難者に何でここに犬が入ってきているんだと言

われて、その場に居づらくなり、結局は自宅に戻って、1階は床上30センチまで浸水していたので、2階に避難してやり過ごしたと聞きます。南国市では、盲導犬や介助犬とともに避難できる対策はとられているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 盲導犬の御質問にお答えする前に、先ほど人の救援物資の回答が私のほうからぬかっておりますので、先にそちらのほうの御答弁をさせていただきます。

避難所外避難につきましては、自宅などで避難される方のこととなりますけれども、そういった方も各御家庭に救援物資を配布するということが困難でございますけれども、指定避難所に来ていただくことによって、そういった救援物資をお渡しするということが可能になっております。

続きまして、盲導犬や介助犬とともに避難できる対策といったことにお答えをさせていただきます。

盲導犬、介助犬につきましては、障害者が同伴する補助犬で、身体障害者補助犬法に基づき、訓練、認定されており、使用者は補助犬の衛生、行動管理に責任を持って社会参加をされております。そのため、ペットとはおのずから扱いが異なり、同法では身体障害者が補助犬を同伴して避難した場合には、補助犬を拒んではならないことが定められております。したがって、補助犬は避難所への同伴避難ということになります。

ただし、補助犬を同伴することとは別に、一般の避難者と同じ場所で避難生活を行うことには困難が生じることが予測されておりますので、別途要配慮者スペースを用意するなど、避難所運営マニュアルの中で定めております。

また、補助犬を同伴することについての社会的な理解を進めるための啓発も今後必要であると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 人の救援物資の件のお答えもありがとうございました。

ペットと補助犬は普通にいと区別がつかなくて混乱を招くおそれがあり、ほかの避難者の人たちも気分を害される方もおられると思うので、補助犬のスペースは必ず確保していただき、トラブル発生がないようにしていただきたいと思います。これから30年以内には起こる確率も高いとされている南海トラフ地震や年々増加している災害に向けて、助かる命をふやすことが必要です。そのような中にはペットとの避難をちゅうちょしている方たちも大勢います。そんな方たちのためにも災害が発生したときに、ペットの避難として同行避難ではなく、同伴避難

ということも考えられないでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） ペットの同伴避難につきましては、丁野議員さんも御質問の中で言われたところでございますけれども、現在本市におけるペットの避難に関しましては、人の居住するスペースとペットのスペースを分ける同行避難をお願いするようしております。これは、動物の苦手な方や動物アレルギーなどを考慮した避難所内の衛生環境を保つものでございまして、避難される皆様には御理解をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。

しかし、災害というものは突然やってきます。そして、ふだんの生活の中、考えられた避難マニュアルのとおりにはなかなかできない予期せぬ出来事がたくさんあるものだと思います。そういった中で、ペットがいるために気を使って避難ができず、大切な命が失われていくようなことがあってはならないことだと思います。少しでも前もって準備をできるように、ペットと一緒に避難ができ、人もペットも救える環境づくりをしていただきたいものです。どうかこれからも誰もが住みやすいと思える南国市のまちづくりに近づけるようによろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 8番山中良成議員。

〔8番 山中良成議員発言席〕

○8番（山中良成） 議席8番の山中良成です。一般質問2日目となり、質問が重複することがあるかと存じますが、よろしく願いいたします。

私の質問は、新施設運営について、ものづくりサポートセンター、（仮称）中央交流センター、2番、中央公民館及び防災コミュニティーセンターに無料Wi-Fi設置、3番、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、4番、家庭訪問廃止について、以上となります。

それでは、（仮称）ものづくりサポートセンターの運営についての質問に入らせていただきます。

まず、12月議会にて報告会の開催をお願いしたところ、早速報告会を2月3日に開催していただき、ありがとうございます。早い対応に感謝申し上げます。

さて、どのような内容を報告されたのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 2月3日の報告会においては、ものづくりサポートセンターが観光誘客による地域活性化への波及効果を生み出すことと、地域活性化に資するものづくり人材の育成、育成した人材による地域での活動を創出することを施設の目的としていることを確認した上で、ワークショップで参加者の皆様方から出された意見を紹介し、全てとはいきませんが、それらを取り入れ、各フロアをどのような内容としていくかという展示計画について御説明をさせていただきました。また、現在行っている展示設計のその時点での検討状況についての御説明をさせていただいたところでございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 次に、この報告会にてどのような意見が出たのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 説明会で出された御意見としましては、期待や激励のほか、運営をどのような方法で行うのか、また運営についてその経費がどの程度で、市として負担しなければならない部分がどのくらいの計画かをしっかり立てるべきではないかとの御意見をいただいております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 私が12月議会でも申しましたように、やはり借地料やランニングコスト等の質問が出たようです。一体いつになれば決定されるのでしょうか、しっかりと計画を立ていただき、その計画に沿って動く必要があると思います。既に借地料やランニングコスト等の収支プランが決まっているのであれば、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 1階の生産スペースの光熱水費等につきましては、使用者に負担をいただくということで現在考えております。それ以外の部分での施設維持管理費につきましては、現在一定試算を行っている状況であります。今議会において一部セキュリティーやネット環境の維持に要する経費については計上させていただいているところであります。

また、運営につきまして、1階生産スペース以外の部分については、指定管理という方向で現在考えているところでありますが、館内での体験活動や取り組みについてどのようなことを実施するのか、取り組むのかといった具体的な部分を現在詰めているところであり、これらの内容を踏まえて指定管理に係る経費の算定を行っているところであります。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） それでは、先ほどの算定をされて、いつ決定されるのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 現在、来年3月開館を目指してさまざまな準備を進めているところであります。開館まであと一年しかない状況であります。急ぎ指定管理者の決定を行い、開館に向けた準備を進める必要があります。運営に係る経費につきましては、早急に算出できるようにしなければならないと考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 12月議会でも申しましたけども、本当にちょっと取り組みが私は遅いと思っております。これについては、参加者のほうから海洋堂のほうも少しあきれていたというふうにお聞きしております。

もう一度お聞きいたしますが、一般的に店舗などを賃貸する場合は、収益分析法が用いられますが、本件については、公的資金が投入された事案であることから、行政としての立場を鑑みた上で何を根拠に家賃設定されるのか、明確にお答えいただきたいです。答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 12月議会で山中議員さんから1階工場部分の賃借料の金額はという御質問をいただいた際に、賃借料ということで答弁をさせていただきましたが、施設管理等の条件整理を行っている経過の中で、現在使用料としてその料金をいただくということになるかと考えており、その検討を行っているところであります。

1階生産活動スペースについては、企業等に生産活動スペースを使用してもらい、その生産活動を市民、観光客や地域の子供たち等に見学してもらうことで観光誘客、市民のものづくりへの興味の醸成及びものづくりにかかわる人材の育成といったものづくりサポートセンターの目的を達成するために必要なスペースであります。現状では、この施設目的を効果的に果たしていくために、世界的な知名度や造詣のノウハウを持つ株式会社海洋堂にこのスペースを使用してもらおうということになるかと思いますので、通常の賃借に係る収益分析法ということではなくて、当該スペースに係る建築費、維持管理費等なども勘案しながら、施設目的を効果的に図るための使用許可であるという状況も踏まえて決定することになるかと考えております。

いずれにしても、この金額につきまして、今後早急に決定し、お示しをさせていただきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 早急に決めていただき、提示していただけるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

この施設は、観光だけでなく、先ほど課長も申されましたように、子供たちが勉強のために使用されるので、利益優先ではないかもしれません。しかしながら、多くの市民の皆様が税金を投入する以上、ある程度理解していただける根拠を持った金額でなければならないと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

この質問の最後に、いつ名前を決定されるのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 施設名称につきましては、施設の設置管理条例を制定する必要がございますので、その段階になりますが、多くの方に親しんでいただける愛称を別に決めたいのではないかと考えているところであります。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 条例のほうも制定しなければならないというふうになっておりますが、仮称になっておりますので、早目に知っていただいたほうがやはりいいのではないのでしょうか。来年度中にできるのであれば、やはりちょっともう仮称はのけていただきたいと思います。思っております。

次に、（仮称）中央地域交流センターの運営についての質問に移らせていただきます。

500名が入場できる文化ホールが併設されるようになっており、ここを維持していくのが大変だと想像できます。

まず、施設維持費の試算は幾らになりますか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 施設維持費の試算についてはまだできておりません。ホールの維持管理費について、稼働率の高いホールでは平米当たり年間1万3,000円から1万4,000円という指標があると業者の方からお聞きをしております。これを今般整備します中央地域交流センターに当てはめると、年間3,900万円から4,200万円となりますが、中央地域交流センターにつきましては、専用のホールではないホールを含む多目的施設、公民館等も含む施設でありますこと及び稼働率を考慮して今後試算を行ってまいります。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。

施設料金の設定は幾らになっておりますか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 施設料金の設定についてもまだできてはございません。近隣の類似施設との比較も必要となつてまいりますが、受益者負担を徹底するのか、あるいは市民の方の文化的効用が増すのであれば、ある程度低く抑えた料金設定とするかなど、広く御意見をいただきながら検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 決まっていないのであれば、指定管理料も試算することが難しいと思いますが、指定管理料は既に決められておりますか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 指定管理料につきましては、まだ直営か指定管理かも決定しておりません。指定管理料を試算することにつきましては、指定管理者に施設使用料の収受を代行させる形態でいくのか、施設使用料は指定管理者の収入とする形態でいくのか、そこも決定しなければなりません。後者でございますと、使用料は指定管理者の公募を行う際、応募者の方にとって重要な指標となつてまいります。また、指定管理にいわゆるソフト事業もしていただくようにするかどうか、単に施設の予約受け付けをしていただくか、その管理の幅も決めていかなければなりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 直営であっても指定管理であっても、試算はきちんとしておく必要性が私はあると思っております。というのも、市の持ち出し分もわからないので、やはり早急にしていただく必要性があると思っております。

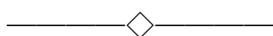
市民の皆様にご利用していただくのは、私も異論はありません。持ち出し金が多ければ、市民の皆様から理解し得ないと考えます。とにかく早急に試算していただき、明確な数字を提示していただきますよう、よろしく願いいたします。

そして、この両施設、ものづくりサポートセンター、そして中央地域交流センターが負の遺産とならないように現実と理想を両面から見ていただき、真剣に考えていただきたいです。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時53分 休憩



午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。8番山中良成議員。

○8番（山中良成） 次に、中央公民館及び防災コミュニティーセンターに無料W i - F i 設置の質問に移らせていただきます。

まず、現在本市にある中央公民館及び防災コミュニティーセンターに無料W i - F i が設置されている箇所が何カ所あるのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 無料W i - F i 設置箇所につきましては、現在のところございません。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 場所によって違うとは思いますが、中央公民館及び防災コミュニティーセンターの利用者数の平均で構いませんので、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 年間利用人数が延べ1万人を超える施設も幾つかはございますが、平均では6,700人ほどとなっております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） とてもたくさんの方がいらっしゃると思います。

そこで、利用者別の年齢層について、わかる範囲で構いませんので、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 施設使用簿の記入項目に年齢がないので、データとして持ち合わせておりません。あくまで私が見た感じでございますが、高齢の方が多いように見受けられます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 今、会議や講演のツールとして紙媒体だけでなく、スマホやパソコンを使っている方が多いと思います。

そこで、中央公民館及び防災コミュニティーセンターに無料W i - F i の設置をしてみてもいかがでしょうか。

費用がかかるデメリットはありますが、多くのメリットがあると思います。例えば災害時に使用できれば情報収集に活用できますし、ぜひとも若者と高齢者の集まる場所となっただきたいと考えております。特に若者が集まっているのが、無料W i - F i があるコンビニに勉

強を兼ねて多くの時間滞在しております。

そこで、公民館の一部を開放し、無料Wi-Fiの使用をできるようにすれば、公民館活用になるのではないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 現在整備を進めております中央地域交流センター（仮称）につきましては、Wi-Fi設置の検討をしております。議員がおっしゃいましたように若者にも集まってほしいとの思いがあるからです。カウンターのようなところを構えておりますので、一人で学習なりそういうことができるような環境を考えております。

続きまして、既存の施設につきましてでございますが、まず非構造部材の耐震化を優先をして行っております。これは監査委員から指定避難所である公民館、体育館につきましては、非構造部材耐震化を急ぐようにと指摘があったからやっておるものでございます。令和2年度には野田公民館、久礼田体育館、長岡西部体育館の非構造部材耐震化工事を実施予定でございます。Wi-Fi環境の整備につきましては、危機管理課、情報政策課など、関係各課と協議を進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 私は公民館や防災コミュニティセンターを若い方にも利用していただくように今回提案させていただきました。現在、総務省もICTを活用した地域活性化を推進しております。この補助金も使えるのであれば、今耐震化で予算がとれないのであれば、こちらで活用してみたいかでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 議員がおっしゃいました総務省の公衆無線LAN整備環境支援事業は補助率2分の1で、残る地方負担分につきましても辺地債、南国市の場合は北部山間地域に限られますが、などが活用できます。また、国庫補助事業でなく地方単独事業で実施する場合は、緊急防災・減災事業債が活用できます。こちらにつきましては指定避難所に限るといった条件がついてまいります。このように条件つきではありますが、イニシャルコストについては特定財源がございますので、課題はランニングコストについてとなってまいります。生涯学習課の所管施設だけでなく、市の施設全体で最適配置数といえますか、最適水準といえますか、そういったものの整備のありようを関係各課と協議をしてまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） また、前向きに検討していただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の質問に移らせていただきます。

この第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略をダウンロードされた件数は何件だったのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） パブリックコメントにつきましては、2月18日から3月9日まで市のホームページ上で実施をしております。市ホームページ上におけます2月18日から昨日3月3日までのパブリックコメントのページの閲覧回数となりますが、44回となっております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） ダウンロード数を知りたかったのですが、閲覧回数ということで44回というふうに御答弁をいただきました。

昨日の西山議員の答弁にて、パブリックコメントがゼロ件の回答に残念でなりません。まず、私は見ていただける努力をしているように感じることはできませんでした。これだけで本当に貴重な意見をいただくことができると思っているのか心配でなりません。

例えば、SNSや、この素案を全戸配布して周知し、もっと長く意見を募集するべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） パブリックコメントの期間といたしましては、山中議員が言われますとおり、決して長い期間とは言えませんが、3週間を確保して、市民の皆様から御意見を募集をしているところでございます。これに加えまして、3月25日には、本年度第4回目となります行政計画審議会におきまして最終案を御審議いただくこととなっております。委員の皆様には再度この素案を御確認いただきまして、事前に最終案に向けて御意見をいただいた上で最終案の御審議をいただく予定としております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 実は私この素案をダウンロードし、若手農家さんに見ていただきました。そこで15ページに、農産物価格は低迷しておりと記載されておりますが、小売業の実質値上げもあり、そんなことはない指摘されました。昨日、西川議員も提案されておりましたが、やはり審議会だけでなく、いろんな方に見ていただき、議論すべきではないかと思えます。市長の答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） このまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第1期策定時から行政関係者、また教育関係者、市民組織代表、地域の代表、また有識者、一般公募市民などの委員で構成します行政計画審議会におきまして御審議いただき、策定後には事業の進捗管理及び効果検証を行っていただいております。

第2期の策定に当たりましても、昨年4月に新しい委員となりまして、これまで会議の中で総合戦略の方向性や事業の中身につきまして御審議いただいていたところでもあります。農業分野、商工分野、また地域の代表の方など、それぞれの分野から御意見をいただきながら策定作業を進めておりますので、修正すべき点がありましたら修正した上で最終案として3月末の行政計画審議会にて御審議いただきたいと考えております。

また、策定後におきましても、毎年PDC Aサイクルにより取り組み状況を点検、検証しまして、必要に応じて見直しも行うこととしておりますので、常に実効性のある戦略にしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 先ほど市長のほうからPDC Aというふうに言われましたけども、まず一番最初のプランが間違っているのであれば、もともと直す必要性が私はあると思っております。

また、これはパブリックコメントを求めた上でゼロ件という、この現実を見ていただかなければならないと思います。この審議会の皆様が何名いらっしゃるかは私は申しわけございませんがわかりませんが、もっと若い方らの意見もやはり聞いてみる必要性が私はあるのではないかなというふうに思っております。

実は先ほども農家さんだけではなく、自分のメッセージというSNSを使っているいろんな業種の方にこの素案をダウンロードしたのを送って、見ていただけませんかというふうに私が個人的にさしていただきました。そうすると、本当に辛辣な意見をいただきました。これも昨日、前田議員も発言されましたが、きちんとしたエビデンスを持って作成すべきという方が全部で回答された中の3名が言われておりました。私は苦言を呈しましたので、やるかやらないかは市長判断にお任せいたしますが、私はもう一度おくれたとしてもきちんとパブリックコメントをとっていただいたほうがよろしいというふうに思います。

次に、内容の質問に移らせていただきます。

地元産野菜のブランド化というふうにありますますが、どのようにブランド化されるのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 現在、事業採択に向けて取り組んでおります国営ほ場整備事業によって農地の効率化、汎用化を行うことで水稲以外の作物についても栽培しやすくなり、また機械化による大規模生産も可能となることから、高収益な露地野菜品目の産地化を図っていきたいと考えておりますが、現在のところは露地野菜生産農家等を中心に今年度設立いたしました南国市土地利用型園芸農業研究会の活動の中で、産地化を図れる可能性のある有望品目についても先進事例の調査・研究を行い、県、市、J A連携して支援を行いながら検討を進めているところでございます。また、南国市の土壌や気候等の栽培上の条件に加え、市場の動向、収穫等の作業の課題等も踏まえて検討されていくものと考えております。このような取り組みを今から進めていくことで高収益な南国市産野菜の産地化を図り、南国ブランドによる稼げる農業の実現を目指していきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 簡単に言えば、高収益な野菜をブランド化するのでしょうか。ちょっといまいち理解できません。そもそも商品である野菜をブランド化するのであれば、ターゲットである顧客、消費者を明確にし、戦略を考えなければならないと思いますが、しかし不安に感じます。本市は恐らく農作物の魅力を先に伝えたいのだと私は解釈しておりますが、それには長い年月と技術が必要になると思います。

そこで、本気でブランド化するのであれば、県、市、J A以外の外部の方や、県が今主導してやっておりますF B Cなどの講師の方などと一緒に考えたほうがよいのではないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問の農産物の産地化、ブランド化につきましては、山中議員が言われるように戦略といった部分を十分に考えて取り組む必要があることはもちろん思います。先ほど申し上げたように、現在検討を始めたところでございますので、御提案も含めてさまざまな可能性を想定して検討していくことが重要であると考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） ぜひ検討していただきますようよろしくお願いいたします。

販路拡大による農業所得向上とも記載されておりますが、どのようにされるのか具体策の答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 先ほど申し上げた産地化による南国市産野菜のブランド化を図っていく中で、南国市土地利用型園芸農業研究会で検討していくという課題でもございますが、生産した農産物をどのように出荷して所得向上を目指していくかという出口対策が、やはり重要となってまいります。現在のところは目標に向けた検討段階というところで、具体的にお示しできるものはございません。基本的にはJ Aの系統出荷をベースに考えていくことになると思いますけれども、集出荷施設の整備が必要となる場合や、生産量や出荷時期によって対応が難しい場合なども想定され、加工業務筋等を含めた別系統への販路なども事前に検討していく必要があると考えております。生産農家等と関係機関が連携して綿密に調査・研究しながら検討を進めるということですので、実現性のある稼げる農業につながっていくのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 今回、数値もしっかりと出しておりますので、具体的な出口も考える必要性があると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 販路の拡大による所得向上ということにつきましては、この総合戦略の中では目標としての数値は設定がされていないところでありますが、産地化を図っていく上では数値化というのは不可欠な要素でございます。そのことにつきましても現在調査検討を進めているところでありますが、産地化に取り組みそうな有望な品目が固まってきた段階になれば、売り込み先やその手法につきましても、県、市、J Aと連携しながら具体的に取組んでいくことが必要であると考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 県、市、J Aで連携が大切ということですが、もちろん連携はしていかなければならないと思っておりますが、私はいろんな出口先を見つけておく必要性があると思っております。市長はこの出口をつくるための努力をどのようにされていくのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 稼げる農業の実現のためには、先ほど課長からも申し上げましたように、生産、出荷、加工まで一体的に検討していくことが重要であると考えております。関係機関のみでなく、生産農家も含めて検討を進めてまいりますので、より具体的な案として必要となる施設やどのような支援が必要かにつきましても、課題を洗い出し、その課題解決に向けて取り

組むことが稼げる農業の実現につながっていくと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。

現在の浜田知事が高知県のを大阪のほうに商談会に行き、PRしていたのを放送されているのを見たことがあります。やはり自分から行動して売りに行く、これは本当に大切なことだと思っております。本気で稼げる農業を実行すると市長が思われるのであれば、同じように商談会等にも市長が赴いていただき、お忙しいということはもう重々承知しておりますが、南国市の野菜をPRしていただきますようによろしくお願いいたします。

次に、企業誘致、創業支援による新規企業立地件数で、令和6年までに6社とありますが、これは日章工業団地に誘致する分も含まれているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） この6社につきましては、（仮称）日章工業団地を含み、企業奨励金等、市の支援策の活用による誘致企業数を想定しております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 前回の12月議会でも企業誘致のことにつきまして質問をさせていただきましたが、私はもっと誘致できると考えております。前回の12月議会で地区計画や高知県開発審査会提案基準第17号ほかで企業誘致をやっていくというふうに御答弁をいただきましたので、県庁のほうにどれだけあるのか問い合わせをさせていただきました。地区計画に至っては、平成31年、30年度はゼロ件、17条に至っては6年前までさかのぼらないとないというふうにお答えをいただきました。本当にこれで企業誘致を推進する気があるのでしょうか。努力されたとはとても思えません。もっと企業の方や問い合わせに来庁された方と話し合いをするべきです。そして、誘致できる方法論を一緒に考えていく必要性があるのではないのでしょうか。

その例といたしまして、岡豊の蒲原の住民の方が農業のやり手もおらず、農地を誘致に活用してほしいと市長に相談に来られ、お断りされたそうですが、その周辺地、外周の20%に9メートルの接道があるので、要件としては満たしていると県の方に問い合わせが確認されたそうです。このように住民の皆様もほぼ賛同しているにもかかわらず、なぜお断りをされるのでしょうか、この件について答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 昨年の11月に岡豊町蒲原地区の住民の方々が来庁され、市長に蒲原地区の土地の有効利用についての要望書を提出されておりますが、その席に私も同席をさ

せていただきました。その席では具体的にどのような業種でどのようなことをやられたいのかという具体的な計画をお持ちでなかったもので、できるともできないとも答えられる段階ではございませんでしたので、明確な回答はしておりませんが、もし産業系企業を誘致するのであれば、地区計画の策定の指針の幹線道路沿道型の類型を活用する場合が考えられることや、それからこの類型を活用する場合であれば、街区の外周の長さの20%以上を幹線道路に接していること、そしてかつ9メートル以上の有効幅員を有する国道、県道、市道及び都市計画決定した幹線道路に接道していなければならないなどの要件がございますので、今の現状では9メートル以上の有効幅員を有する幹線道路に接していないということで、この幹線道路沿道型の類型を活用するのは難しいのではないかというお話はそのときにさせていただきました。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 私が伺った話と少し違うので、戸惑っております。本当にそこまで詳細な説明をされたのでしょうか。

いずれにせよ、市長にお会いに来られた住民の方は大変落胆しております。住民の方々は地域の実情を踏まえ、切実な思いで市長に面会を申し入れ、何とか地区の問題解決、個人の財産の有効活用に向け陳情にお伺いしたとお聞きしておりますが、余りにもしゃくし定規な対応ではなかったのでしょうか。もっと理解、納得できるような説明が必要だったのではないのでしょうか。

また、その際には地元の要望を理解した上で、このような形であれば、このような業種の誘致ができる可能性はあるなど、誠心誠意提案も含めた回答をする必要性があるのではないのでしょうか。そして、一度検討した上で改めて回答するなどの対応があつてしかるべきではないのでしょうか。現状は住民とのしこりが残ってしまったのではないかと私自身、心を痛めている次第です。行政としてただやれないとお答えする前に、一緒にできる方法論を探した上で、可能不可能の結論を出すべきであり、残念でなりません。そのように市長、思われませんか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 要望書をお持ちになってこられた蒲原地区の住民の代表の方からは、確かに高齢化や後継者不足などによりまして、蒲原地区の農地面積の半分以上が休耕地になっているため、何とか蒲原地区の土地を有効利用したいという御要望をお聞かせいただきました。その場では、その開発ということになりますと、クリアすべき条件というものがありますので、そのとき来庁されたとき、その場ですぐにこのようなことができますと明確に答えられるよう

なことではありませんでした。しかしながら、これからも御相談いただきましたら、方法論につきましても、都市整備課のほうで個別に誠心誠意対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 先ほど課長のほうから最初のほうでした説明と後からお話しさせていただきましてと最後のほうに言われた答弁、一番最初のほうの言葉しか、たしか向こうには伝えてないと思っております。なので、最後までこういうものはできるできないということをきちんと言う必要性は私はあると思っております。そうでないと住民の方がせっかくその地区を代表して何名かが来られましたので、それは真摯に対応させていただきたいと思っております。

次に、中心商店街の活性化で空き店舗12件とありますが、現在の空き店舗数は何店舗になるのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 平成30年度の商工会の調査によりますと約80店舗が空き店舗となっております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） これだけ多くの空き店舗があるのであれば、空き店舗の補助金とともにもっと周知させる必要があると思っておりますが、広報やホームページだけでなく、もっと多く周知をお願いしたいのですが、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 中心市街地での創業については、今後も推進していきたいと考えております。補助金の活用等につき、引き続き周知を行ってまいりたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 先ほど課長からの答弁では具体性がないので、ぜひもっと具体性のある周知の仕方を考えていただき、周知していただきますようお願いいたします。

次に、物部川エリア広域観光連携による主要観光施設消費額が令和6年までに約17億円となっており、訂正されたあの文章と比較しても相当数が上がっております。どのような試算になっており、本市での消費額は幾らで試算されているのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） まず、1点訂正をさせていただきたいと思っております。

総合戦略素案でお示しをさせていただいておりました平成30年度の物部川エリア主要観光施

設8施設の消費額の8億1,029万円につきましては、申しわけありません、年度途中の集計値をそのまま記載しておりましたので、正しい年度集計値13億259万円に修正をさせていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

なお、パブリックコメント中でありますので、あわせてホームページへの修正情報の記載をさせていただきます。

この部分につきましては、物部川DMO協議会との連携による広域観光の取り組みとして記載をしたものであり、K P Iにつきましては、DMO協議会の計画をもととしたものを掲載しております。差額4億円強の消費額増の目標については、年度ごとに5%の増加を見込んだ設定となっております。

なお、DMO協議会の目標値をもとにしており、3市の観光施設等エリアの魅力を面的に発信することでエリア全体の消費額を向上させることを目標としているものでありますので、ここでは市ごとの目標値を設定しているものではございません。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） やはりちょっと具体性がありません。本市の主要観光施設消費額がわかっているとは思いますが、ぜひそれ以外の観光消費額もリサーチしていただきますようお願いしたいのですが、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 民間事業者の観光消費額につきましては、企業情報となるところもあるため把握が難しい部分もありますが、現在把握しておる施設も含めまして可能な範囲で把握に努めたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 年度ごとに5%というふうにつくっている以上、きちんとした根拠がなければ意味がないと思っております。なので、ぜひともこの5%の根拠をしっかりとつくれるようお願いいたします。

次に、空き家活用というふうにあります。移住者のみに住んでもらうようにするのでしょうか。活用されるのであれば、まず職員の皆様が活用され、よいところを伝えていくべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 空き家のリノベーションでは、間取りや内装、設備を大幅に変更することで、住まい全体の性能を向上させますし、資産価値も上がります。また、リノベ-

ションをすることで、同等の条件で新しく家を建てるよりもコストの削減ができ、予算に応じた工事も可能となるメリットがございます。こういった空き家の活用をすることのメリットを本市の職員を含め、より多くの方にお伝えすることが空き家の利活用を促し、移住の促進や地域の活性化にもつながっていくものと考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 古い家屋が好きな方は構わないと思いますが、一般論で考えると、皆さんは普通新築の家を建てるイメージがないでしょうか。職員の皆様に空き家に移住されている方っていらっしゃいますか。私はいないと思います。もし推進するのであれば、やはり職員の皆様が住んで、ここはこういうところがいいよっていうことを伝えた上で、移住に来られる皆様にじかに伝えることが一番伝わるんじゃないでしょうか。私はそのように思っております。

普通は新築に住むと思うんですけども、これについてどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 山中議員の言われるとおり、多くの方は住宅に居住する場合、やはりマイホームで新築をされると思います。ですので、今後は空き家の利活用のよいところを伝えつつ、空き家の利活用を促すための施策も考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） ぜひ今度お家を建てられる、もし職員の方がいましたら、推進をしてあげてください。そうしないと、推進してますと言っても全然推進してないことになってしまいますので、ぜひお願いいたします。

先ほども申しましたように、移住での活用は私はちょっと難しいかなというふうに思っております。そのかわり、会社として、またはコミュニティーの場所としての活用は可能性はあるのかなというふうに思っております。これはあくまでも私の勝手な考えです。

また、リノベーションするに当たり、地域の大工さんとの連携こそが必要だと思うんですけども、これについて答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 集落拠点エリア内であれば、小売業や飲食店などの店舗の建築も可能となっておりますので、空き家をそういった用途にも利用していただければと思っております。

また、山中議員の言われるとおり、地域の大工さんとの連携は重要であると認識しております。これまでも住宅耐震化事業や市営住宅の修繕等では本市内の工務店等とは連携を図っておりますし、さまざまな講習会の開催の情報も発信をしております。今後におきましても地域の大工さんを含め、建築関係団体と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。また、技術力の向上や担い手の育成といった課題につきましても連携を図っていったらというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） ぜひ連携していただきますようお願いいたします。

次に、ファミサポ登録会員数を6年度までに120人とされておりますが、平成30年度の73名を考えると2倍までは行きませんが、多くの方を登録されるように計画しておりますが、どのような手法でふやされるのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） ファミリーサポートセンターの登録会員は、令和2年1月末で98人となっております。ファミリーサポートセンターは、手助けをしてほしい方、依頼会員と、お手伝いできる方、援助会員がお互いに助け合う組織となっております。依頼会員のほうはふえておりますが、援助会員は講習を受講していただいてから登録をしていただく必要があります。講習の機会は、通常年3回ございまして、受講者の方も一定数いらっしゃいますが、登録まで至っていないのが現状でございます。引き続き受講者の方に登録をお願いし、会員数の増加を図ってまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 私の思いとしては、たくさんの方にこのファミサポを御利用していただき、その利用された方々が子育てが終わった後にこの子育てを支援していただける形をぜひつくっていただきたいというふうに思います。また、難しいかもしれませんが、高齢者の方々にもお声がけしていただいて、そういう若い方たちとのつながりをつくっていただきますようお願いいたします。

最後に、家庭訪問廃止についての質問に移らせていただきます。

まず、家庭訪問の廃止を決定した小中学校はどこなのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の家庭訪問のことですが、家庭訪問につきましては、多忙化の中で子供たちに対する時間確保を図るため、学校行事の見直しを進

める中で、個人面談や表札訪問という方向に進んでいるものと考えております。

具体的に市内小中学校の現時点での状況を御報告申し上げますと、小学校13校中、通常どおりの家庭訪問を実施する小学校が4校、新1年生には通常どおりの家庭訪問は実施するが、2年生から6年生については希望制とした学校が1校、1年生を含め全校希望制にした学校が1校、全校希望制にするが、家庭訪問を希望しなかった家庭には表札訪問を行うとした学校が3校、希望制での訪問や参観日等で面談を行わなかった家庭には表札訪問を行うとした学校が4校となっております。

なお、表札訪問というのは、御家庭に行き、自宅の住所、お家を確認するという訪問でございます。

中学校は、4校とも新1年生については通常の家訪問を行いまして、2年生、3年生は希望制で家庭訪問を行うという報告を聞いております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） この家庭訪問廃止は、私だけが言っているのではなく、市長、教育長のほうに小学校から保護者への文書をお配りさせていただきましたが、小学校がそのように記載しております。お間違いのないようにしていただきたいです。教育委員会と学校側での共有ができていないのではないかなというふうに、先ほど課長の答弁では、私はそういうふうに感じました。

国の方針としては廃止の方向なのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 家庭訪問についての国の方針というものは確認することができませんでしたが、文部科学省が昨年12月にまとめました、先ほど今西議員の御答弁でも少し申し上げましたが、学校の働き方改革のための取り組み状況調査、結果概要によりますと、行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化等の事例や勤務時間の縮減が進んでいる学校の取り組みのよい事例として、自宅確認のための家庭訪問を廃止し、学校での個人面談への実施としたものが紹介をされております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 教育委員会の皆様やベテラン教師の皆様も御存じのように、この家庭訪問には、保護者とのコミュニケーションを個々にとれるだけでなく、家庭内容を拝見でき、重大な事件が発生するかもしれないという予防ができ、重要な意味があると思っております。

特に本市では、12年前の平成20年2月に、忘れてはならない小学校5年生が虐待によって亡

くなった事件があります。このような事件は二度と繰り返さないためにも、大篠小学校では、命輝く参観日を毎年開催しております。だからこそ、この家庭訪問は本市では重要視して行っていく必要があると思います。もし国からの方針が出ていても、本市は最後に廃止しても構わないと思います。この件について答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 山中議員の御意見のとおり、全く異論はございません。家庭訪問については、その目的や趣旨からも大変有効的な教育活動であると認識をしておりますし、全く軽視するものではございません。家庭訪問の見直しについては、先ほど申し上げましたように、業務の精選と効率化の徹底による働き方改革の一環としての視点でございまして、山中議員から御指摘がありました児童生徒の安全確保のための家庭状況の観察や把握といった点は本市も重要視しておりまして、決して家庭訪問の重要性を軽視しているものではございません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。

一度、家庭訪問を廃止してしまうと、二度と復活することが私はないというふうに思っております。だからこそ、慎重になる必要があるのではないのでしょうか。

大篠小学校で、この件に関してアンケートをとられたそうですが、無記名ではなく、クラス及び名前の記入方式であり、家庭訪問への意欲というか、やる気は最初からないのだなと少し悪意を感じてしまいました。皆様の予想どおり少ない回収率で、約8%とお聞きしております。これでは公平性を感じることはできません。もう一度アンケートを無記名で本市全体の小中学校でとる必要があるのではないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御指摘は真摯に受けとめたいと思っております。先ほど市内各小中学校の家庭訪問の状況につきまして御報告を申し上げましたように、各学校がPTAとも協議をされて、それぞれの学校、地域の実情に合わせた家庭訪問の形を決めておりまして、市全体としての統一した形というものは必要ないのではないかとというふうに考えております。大篠小学校におかれましても、学校と地域の実情に応じた形を学校とPTAの皆様で御協議いただき、決めていただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） 先ほど課長のほうから地域に応じたというふうに御答弁がありましたけ

ども、確かに地域に応じたやり方が必要だとは思いますが、しかしながら、先ほども申しましたように、本市では大変な事件が平成20年に発生しております。だからこそ、もし廃止するのであれば、全校一斉にすべきであると私は考えますが、もう一度答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 議員御指摘のとおり、私たちもこれまで二度と繰り返してはいけないという強い決意のもと、市全体で児童虐待防止に取り組んできたことと自負をしております。先ほど申し上げましたように、家庭訪問の重要性は十分認識しておりますが、この事前から日時の決まっていた家庭訪問をもって家庭の状況の把握とするのは、教職員の負担も大であると私は考えております。したがって、関係機関との連携のもと、市全体として子供たちの命を守る体制づくりや取り組みに力を尽くすべきではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） ちなみに、本県にある私立中学校の関係者に、この家庭訪問についてどう思われますかというふうに聞いてみました。そうすると、その方は、県内の保護者はもちろん、県外の保護者にも会いに行き、家庭事情を把握し、生徒と接する、これが一番のそういう予防になるというふうにその方は言われておりました。このような悲しい事件、もし悲しい事件が発生してしまった場合、必ずこの件についてバッシング等が予想されます。本市ももう一度この廃止という言葉はもう本当に考え直したほうがよろしいと思いますが、この件について答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど御指摘いただきましたように、この廃止という言葉は非常に強い保護者へのイメージを持たれるものではないかというふうに思いますし、この趣旨に沿って家庭訪問の形といいますか、その方向性を変えていくということに御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） まさに課長が言われたように、この言葉は本当に私も重たいと思っております。

ちょうど私はその会合には出席できませんでしたので、PTA会長のほうからお聞きしましたが、校長先生のほうから提案がありましたので、逆にPTAのほうからも幾つか提案し直したそうです。いきなり廃止するのではなく、せめて中学校のように1年生、2年生の低学年だ

けでもやりませんかという提案もさしていただいたそうなんですけども、全然考えることもなく、いやこれはもう学校が決めることなので、もう何も構わないでくださいみたいに言われたそうです。そんな対応の仕方は私はないと思います。校長先生がする対応ではない、私はそう思っております。私はその場にいなかったもので、聞いた話だったので、ちょっとそれはないなと本当に思いました。

本市が今回の家庭訪問の件と並行して具体的に取り組む必要があると思っております。きちんとした具体策を持った上でこの代替措置をする必要があると思っておりますが、家庭訪問と並行してどのように取り組むのか、答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問いただきました、教育委員会だけでは力が十分ではないというふうに思っております、やはり私は児童虐待防止には南国市要保護児童対策地域協議会の取り組みの充実が一番ではないかというふうに考えております。子供たちを一番身近で見守る学校はもちろん重要な役割ですけれども、決して学校任せではなく、各専門機関が総力を挙げて個別ケースに取り組んでいただいている、この協議会の充実こそが二度と繰り返さないという教訓を生かす最良の対策ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 山中議員。

○8番（山中良成） わかりました。学校側は地域と一緒にやっていくというふうに言われている以上、やはりもう少しそういうところは考えるべきだと思いますし、先ほども申しましたように、こういう心ないような、本当にもう廃止とか、そういう言葉はちょっとないなと思いますので、そこはきちんと教育委員会側のほうから指導すべきだと思います。これは多分恐らくそういうふうになっているほかの学校のこの文章も見た上できちんと指導していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 12番有沢芳郎議員。

〔12番 有沢芳郎議員発言席〕

○12番（有沢芳郎） きょう最後になりました。農業委員会の会長さんには大変申しわけございません。よろしくお願い申し上げます。

それでは、南国市の農業政策の取り組みについて質問させていただきます。

南国市が取り組んでいる土地区画整理事業はどれくらい進んでいるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 有沢議員御質問の国営ほ場整備事業、区画整理事業ですけども、それにつきましては526ヘクタールを計画農地面積として進めております。事業の進捗といたしましては、現在令和2年度事業着手地区として国の概算決定がなされ、土地改良法に基づく手続が進められております。地域では、事業についての御理解を求めするため、昨年秋以降、順次地元説明会を開催し、説明会に欠席された方には戸別訪問をして御理解を求めているところであり、事業実施に向けた本同意徴集開始時期につきましては、当初令和2年4月からとしておりましたが、3月16日からを予定しております。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 整理事業に参加しない農家の人も参加する農地に隣接していると、参加しなくてもその土地は同じように規制が強くなるのではないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 県に確認しましたところ、事業実施区域のみが農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の規定によりまして8年間は農用地区域から除外できないという規制がかかります。一方、事業に参加しない隣接農地につきましては、この規制がかかりませんので、従前どおりの農地法及び農振法の規制が適用されることとなります。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 土地区画整理事業の維持管理が大変問題になっています。田役に参加してくれる農家の人が年々減少しています。これについてお答えください。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 田役への参加者が年々減ってきているということにつきましては、地域の方々とお話をしている中でもよくお聞きいたします。御質問の後継者につきましては、現在把握できておりませんが、田役など地域活動への参加者の減少は、地域を維持していく上で非常に大きな課題であると認識しております。これまでの議会でも農業用水路の維持管理につきまして御質問をいただいておりますが、今後ほ場整備事業を進めていく中でどのような対策が講じていけるのか検討してまいりたいと思います。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） この事業は、早くても12年かかると思いますが、そのときに専業農家は何人いるか予測していますか。また、専業農家でなく耕作している人は何人いるか調べておるか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 事業完了後の専業農家数、また専業農家ではない耕作者の人数につきましては、現時点では完全には把握できておりません。ただ、国営ほ場整備事業では、農地の耕作者である担い手への利用集積・集約を進めていく計画となっており、この担い手につきましては、現在事業区域内の農業者の中で国の実施要領の要件を満たす、将来も継続して耕作していると考えられる方々を計画に上げております。

今後、地権者や耕作者の皆様方の意向を反映した換地計画原案を作成していかなければなりませんので、JAや地域の方々から情報をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 水路の維持管理ができなくなった場合は、南国市はどのような対策をとりますか。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 本市に限らず、水路につきましては、農業用だけでなく、家庭排水や道路排水などさまざまな水が流れており、その水路の維持管理ができなくなると、農家だけでなく、市民生活に大きな影響を与えることとなります。水路の維持管理につきましては、それぞれの地区によってこれまでの慣習等により管理されておりますが、先ほどの御質問にもありました田役もその一つであります。

御質問にある水路の維持管理ができなくなった場合というのは、この田役が機能しなくなった場合ということになると思いますが、そうならないためにこの田役などの地域の共同活動を支援する国の多面的機能支払交付金制度を活用し、農道水路等の維持管理を地元組織にお願いしております。

しかしながら、地元組織の高齢化や事務作業の負担から、全国的にも組織が解散している事例も見受けられ、本市でも同様の課題があることをお聞きしています。本市には交付金を活用している組織が現在29組織ありますが、それぞれ状況が異なっておりますので、地元組織を維持し、活動を継続していくよい事例がありましたら情報共有を図るとともに、本交付金を活用できないエリアにつきましても、県内の他市町村の状況を調査し、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 農地を買う場合、南国市は5反以上持っていないと農地を買うことが

できません。高知県でも非常に厳しい条件ですが、考え直す考えはありますか。

○議長（土居恒夫） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 南国市の下限面積については、現在50アールとなっております。下限面積につきましても、農林水産省経営局長通知により、毎年見直すこととされております。農業委員会では毎年5月の定例総会で審議をし、下限面積を決定しております。今後も各地域の状況を理解しておる農業委員、農地利用最適化推進委員の意見を近隣市町村の動向ももとに適正な下限面積について審議し決定してまいりたいと存じております。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 南国市は非常に5反で高知県でもトップクラスで厳しいので、よろしく隣の市町村を参考をお願いします。空き家対策で、条件つきでも一緒に買ってくださるとの要望が多い中、5反持っていないので買えないのが現実なので、よろしくお願い申し上げます。

そして、第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略に向けて令和2年度から重点的に取り組む施策の中で、1、安定した雇用を創出する、2、新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる、4、時代に合った地域をつくり、市民の安心した暮らしを守る、この4つの基本目標の中で、農家の減少の課題に向けて既存農家の支援の集落営農組織の育成はどうなっておるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 南国市におきましても、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題は、中山間はもちろん全市的にも集落の課題となっているのではないかと考えておりますが、市といたしましても、その解決策の一つとして集落営農の組織化の推進、これが必要であると考えております。

また、現在本市で進めている国営ほ場整備事業で整備されるほ場の担い手としても、集落営農組織の存在は重要になってくると考えております。現在までも集落営農塾と題した勉強会、先進地視察、講演会などの開催、また集落ごとに実施する人・農地プラン座談会の際などの機会にも、この仕組みづくりのお話をさせていただいておりましたが、特に国営ほ場整備事業に取り組む予定の15地域におきましては、ほ場整備委員会開催時などの機会にお時間をいただき、集落営農の説明会、勉強会等を実施してまいりました。

そして、その中でも熱心に勉強会を重ねてこられた稲生地域では、ことしの2月に稲生集落営農組合が設立され、現在本市で設立されている集落営農組織としましては、任意組織としては才谷集落営農組合、久礼田・植田集落営農組合、物部集落営農組合と新たに稲生集落営農組

合の4組織、法人といたしましては株式会社ながおか、1組織となりました。まだほかにも設立に向けた検討をしている地域が数地区ございますので、組織化またはその法人化などの取り組みに対しましては、合意形成に向けた地域の話し合いへの支援、補助事業による支援などを含めて引き続き積極的に推進し、支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 集落営農育成の取り組みで農家への企業参入はどうなっておりますか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 植田地区の県営ほ場整備事業を実施済みの地域におきまして、現在県と連携しながら、園芸団地用地を創設すべく農地の集積を図っているところでございます。現在、暗渠排水などの基盤整備を行っているところですが、集積後の団地の利用につきましては、公募によって農家を募集いたしまして、応募のあった中から審査を行った結果、2社の企業による農業参入が内定しておりますが、現在実施に向けて調整中となっております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 稼ぐ力実現の取り組みで、南国スタイルで稼ぐ取り組みと支える取り組みでどうなりましたか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 株式会社南国スタイルでは、平成29年度から新たな稼ぐ取り組みといたしまして、次世代型園芸用ハウスによるパプリカ、ピーマンの生産に取り組んでおり、特にパプリカの生産量としましては、国内でも高いレベルで順調に経営されておりますけれども、パプリカの9割が輸入であることなどから、国産パプリカとしての希少性というものが単価に結びつかないなどの課題は残っておるところでございます。

またその一方で、担い手が見つからない200筆以上の農地を支える取り組みとして引き受けて、水稻や露地野菜の生産に取り組んでおりますけれども、条件不利地が多いということから、南国スタイルの経営の中の部門といたしましては、採算性の悪い事業部門となっている状況でございます。それぞれの地域で集落営農のような地域協働の組織化が進んでいけば、施設、機械の整備に対しても補助率の高い有利な事業が活用ができるなど大きなメリットがあり、南国スタイルの支える取り組みの負担軽減も図れていくということにもなりますけれども、地域での組織化に向けた合意形成というものは地域ごとの課題もありまして、決して簡単ではございません。そして、市といたしましても、南国スタイルのような支える取り組みと稼ぐ取り組みによって複合的に経営をしていくという組織を育成していくことは、今後のほ場整備事業で整

備後の農地の担い手を考えていく中でも、また将来的にさまざまな分野の担い手としての可能性からも、地域の担い手対策として重要であると考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 新規就農者サポートハウスの整備事業はどうなっておるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市の基幹産業である農業振興を考えていく中で、農家人口の増加につながる担い手対策というものは大変重要であると考えております。その対策の一つといたしまして、本市で盛んに行われている施設園芸における新規就農者の経営開始時の経済面に対する支援といたしまして、施設園芸で経営を開始する際に当たっての一番の課題となる大きな設備投資が必要となるハウスの確保というところで、市が整備したハウスを実践サポートハウスという形で、園芸用ハウスを安価に活用していただくということで、就農当初の経済的な不安やリスクの軽減を図り、本市での定着促進を図るということを意図いたしまして、県、市、JA連携して、現在仕組みづくりを進めているところでもございます。

現在想定しているところでは、品目といたしましては産地提案書にあるシシトウ、利用者としていたしましては研修事業で指導農業士のもとでの研修を修了し、本市において独立・自営就農される方を想定しております。そして、令和2年度につきましては、約10アールの中古ハウス1棟を環境制御機器等についても備えた万全の形で修繕を行い、整備する予定であります、活用につきましては、令和3年度の作からを予定しているところです。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 耕作放棄地の解消は進んでおりますか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問の耕作放棄地防止の取り組みということでございますが、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの活動組織の取り組みや先ほど申し上げたJA出資型法人の株式会社南国スタイルの耕作放棄地防止の取り組みなどによって、大幅な増加とならずに何とか維持ができていないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 農業委員会では、毎年9月、10月の間に農地利用状況調査を行っております。農地パトロールを実施しております。この調査の結果は、再生利用可能な土地と再生が困難と思われる耕作放棄地を合わせたものを遊休農地といいます、この面積は最近3カ年では平成29年度25.1ヘクタール、平成30年15.1ヘクタール、令和元年12.1ヘクタールと

減少傾向であります。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 庭先集荷による高齢農家支援はどうなっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 庭先集荷による高齢者の支援という御質問でございますが、株式会社南国スタイルは、平成24年度から市内小学校の学校給食や業務筋へ自社栽培した農産物、市内直販所及び地元生産者から仕入れた農産物を配送し供給することによって地産地消の推進、地域産業の活性化を図っておりますけれども、この配送事業の中の取り組みといたしまして庭先集荷を行っております。これは中山間等で野菜の生産はできても出荷の部分で課題を抱えている高齢の耕作者の方などに対して、庭先集荷を行うことによる新たな生産者の掘り起こし、そして出荷の課題を解決することで継続して営農してもらうことが可能となりますので、結果的に耕作放棄地対策にもつながる取り組みではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 地産地消はどうなってますか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 先ほど申しあげました株式会社南国スタイルの小学校給食における地場産の野菜等の農産物の配送事業によって、学校給食で季節の野菜を提供することによる食育にもつながっておりますけれども、本市の小学校給食では、上倉、瓶岩地区など市内北部の南国市産米を100%使用するなど、地産地消と食育に取り組んでいるところでございます。

また、平成22年から地域の豊富な食材を生かし、生産者と消費者をつなぐ場としてオープンいたしました農家レストランまほろば畑がございしますが、9周年を経過した現在でも毎回好調な来店者数を維持しております、安定的な運営が行われております。最近では、南国市内の高校と連携したレストランを開催し、若い世代への季節の地元食材を取り入れた食の伝承も継続して行っております。

今後も関係機関等と連携し、地元食材のPR及び消費拡大に取り組んでまいります。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 先ほど質問させていただいた山中議員と西川議員、そして西山議員さんと少し重複しますが、農業の高収益化では場整備による農地の大区画化、高収益産物への転換進出や環境抑制ハウスなどによる収量アップをしているか、教えていただきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 農業後継者、担い手対策、耕作放棄地対策の一つということで、国営ほ場整備事業によりまして農地の効率化、汎用化を行い、高収益な露地野菜品目の産地化や園芸団地の創設を図るために事業採択に向けて取り組んでいるというところでございますが、国道55号より南側は津波浸水区域となっておりますので、基本的に稲作及び露地野菜などの土地利用型農業を中心として、それより北側の浸水区域外では次世代型ハウス団地などの園芸に特化した団地も創設し、企業の農業参入やサポートハウスなど、新規就農者による新たな担い手を呼び込む取り組みなど、南国市の特性を生かした稼げる農業の実現を目指しているところでございます。

稼げる農業の実現に向けた具体的な取り組みといたしましては、露地野菜生産農家等を中心に設立した南国市土地利用型園芸農業研究会の活動でほ場整備によって効率化される農地での稼げる農業の実現を目指し、先進事例の調査・研究を初め、有望品目やスマート農業などの先進技術につきましても、県、市、JA連携して支援を行いながら検討を進めていくこととしております。

整備完了後の営農の方向性や、スマート農業に向けた取り組みにつきましては、整備が完了してからでなく、事前に課題を抽出し、対応策を検討していくことが重要と考えておりますので、キャベツ、ブロッコリー、タマネギのような機械化一貫体系が可能な有望品目をまたこの調査の中で考えていきたいと考えております。このような取り組みを今から進めることで稼げる農業を確実に実現させたいと考えております。

また、環境制御技術の推進というところにつきましては、県の産業振興計画の中でも大きな位置づけがなされておりますけれども、植物の生育に必要な要因である二酸化炭素の発生装置やその制御機器等を整備することで大幅な生産量の向上が見込めるということで、本市でも多くの方がこの技術を活用され成果を上げられておりますけれども、高知県の経営指標によりますと、導入前との比較では、ピーマンで1.5倍、ニラで1.4倍、シシトウ1.3倍の収量を得ることが可能とのことでございますので、市といたしましても今後も補助事業による支援も含めましてこの技術の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） ありがとうございます。

それでは、農地転用の規制が緩和できないかについて質問します。

農地転用とは、農地を農地以外の目的に転用することであります。農地法により規制されて

いる行政が主導で開発する場合、日章工業団地のような開発は農転の許可は要りません。免除されていますが、民間が開発する場合は、農転の申請が必要であります。都市計画では道路沿線沿いに100メートルはサービス業は建設ができるのに、現実には建てられません。何が原因かお答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 道路沿道にサービス業が建設できない原因といたしましては、さまざまなことが考えられますが、市街化調整区域の農地に建築物を建築する場合には、都市計画法の許可要件がある場合であっても、農地転用の許可や農振、農用地区域からの除外が必要であること、そして建築基準法上の接道要件など、他法令で必要とされる規定を満たす必要がございますので、そういったことが建築できない原因ではないかと思っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 農転は高知県が許可権限を持っていますが、南国市は具体的にどのように取り組んでいるかお答えください。

○議長（土居恒夫） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 農地の転用につきましては、農地法で定められた転用の基準に基づいて審議し、県へ意見書を提出しております。申請の前段で転用の相談があった場合は、都市整備課と連携を密にとりながら、農地法の中で規定されている緩和要件等の有無について検討、協議してまいりたいと存じております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 農地転用が足を引っ張っているんじゃないかと思っております。

○議長（土居恒夫） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 農地法第1条の目的として、農地を農地以外のものにするということを規制するとあります。転用許可が不要な国や県、また南国市の施策として農地を農地以外のものにする場合などを除き、農地を守るための規制がかかることはいたし方がないと考えております。

しかしながら、他法令等により新たな緩和要件が追加されることもありますので、今後も県や都市整備課など、関係部署との連携を密にし、情報共有に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 都市計画法で土地利用を決めるのに、農業部局と整合性が全く検討さ

れてないので、それが原因で企業が来れないのではないですか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市の都市計画マスタープランなど、都市計画を作成する際には、庁内の農政部署との協議も行っており、できるだけ農地として保全する区域と開発が可能な区域との区域分けを行っておりますけれども、明確に例えば1種農地のエリアを把握できないといったことや、1種農地であっても立地が可能な業種もあるということから、区域分けが十分にできていないという箇所もあろうかと思えます。

ですので、今後につきましては、区域分けが十分できるよう都市計画作成の際には農政部局と十分に協議、調整を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 南国市として都市計画を県と協議することが大事です。高知県都市計画課はいつでも協力します、南国市さん、来てくださいと言ってくれております。南国市の職員が規制があるので難しいとか、県が許可をしてくれませんかとか判断する前に何回も打ち合わせをしてください。ここ二、三年が南国市が発展するかが勝負どころであります。開発許可者は南国市市長なので、市の方針に高知県に協力していただくよう、高知県濱田知事は市長の同級生なのでお願いをしやすいと思いますが、市長のお考えを。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） これまでも都市計画につきましては、何度も県と協議を重ねてきたところでございまして、県にも協力をいただいているところでございます。今後につきましても、もちろん引き続き本市の政策に合った都市計画を進めるために県と協議もしてまいりますし、知事にも御協力をお願いしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 都市計画の位置づけが大事ですので、特にあけぼの街道の何もできないでは困りますので、市長ひとつよろしくお願いします。

最後に、開発許可について、都市計画法における市街化調整区域にある農地に建物を建てる場合、農地転用の許可のほか開発行為の許可、都市計画法第34条が必要となります。通常は同時に申請します。この片方の許可がおりなかったら、もう一方の許可がおりても、これは建物を建てることはできませんので、何とぞよろしく願い申し上げまして、この質問は終わります。

次に、昭和56年か7年ごろに、空港周辺整備事業で整備した水路がもう三十有余年の経過が

たって、ほとんど劣化している箇所が多いんですけれども、その対策について建設課は検討していただいているでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。

空港周辺整備でも早期に整備された構造物はもう40年近く過ぎており、劣化が進んでおるところでございます。さまざまな要因によって状態が違いますので、現在は漏水とか破損等の箇所を修繕しているところがございます。

建設課の管理しているインフラにつきましては、橋梁やトンネルにつきましては、国庫補助により長寿命化計画による事業化、一級市道につきましては、起債による舗装工事を計画しておるところでございますが、農道、水路につきましては現況がいまだに土羽や土水路の箇所が多く、コンクリート張りへの要望もまだまだありまして、まだ全体がつかめてないということもございまして、全体の計画ということはまだ立てられないところがございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） たしか2年ちょっと前に岡崎議員が質問した中で、秋田川の下島、左岸側の道路、いわゆる護岸がもう既に地下がえぐられて傾いております。これも非常に昔の工法がちょっとずさんであったといいますか、構造的に地下の水が流れて堤防が傾いているんです。これも大変なことになるんで、今度の南海地震のあれにも備えることによって、もう災害が起きるときには先に護岸が決壊します。そういう面で、県と打ち合わせをして、昔やった空港周辺対策でやった水路、これについて非常に危機感を私は持っておりますので、県と打ち合わせて、何とぞ課長、最後のお土産として県と打ち合わせして、そのあたりの事業化をよろしく願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明5日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時26分 延会